

平成20事業年度 業務実績報告書

自 平成20年 4月 1日
至 平成21年 3月31日



独立行政法人空港周辺整備機構

目 次



独立行政法人
空港周辺整備機構

I	はじめに		1
II	業務運営に関する報告		
1.	中期目標の期間		2
2.	業務運営の効率化に関する事項		2
3.	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	..	9
4.	財務内容の改善に関する事項		37
5.	その他業務運営に関する重要事項		45

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日、国土交通省独立行政法人評価委員会決定・平成18年3月9日、同委員会改定）に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構の平成20事業年度に係る業務運営評価のために作成したものである。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期計画において中期目標期間における項目の目標が具体的な数値（目標値）により設定され、かつ、年度計画において当該年度における当該項目の目標が目標値により設定されている場合とそれ以外の場合について、それぞれ次の形式で報告する。

《目標値が設定されている場合》

- ①年度計画における目標値設定の考え方
- ②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）
- ③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し
- ④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

《上記以外の場合》

- ①年度計画における目標設定の考え方
- ②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し
- ③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報



II 業務運営に関する報告

1. 中期目標の期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間

2. 業務運営の効率化に関する事項 (1) 組織運営の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

2. 業務運営の効率化に関する事項

整理合理化計画等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、組織のスリム化及びコスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。

(1) 組織運営の効率化

空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、整理合理化計画を着実に実行すること。

また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しに伴う将来の事業量の推移並びに平成22年度までに行うこととしている独立行政法人以外の形態を含めた組織の在り方の検討結果を踏まえて所要の見直しを行うこと。

【中期計画】

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）（以下「整理合理化計画」という。）等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等及びこれまでの取組を継続して行うことにより、組織運営及び業務運営の効率化を推進して事業の進捗を図る。

(1) 組織運営の効率化

① 空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、平成20年度において、大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで、事業第一部・事業第二部を統合し、総務部及び事業部の2部制に再編する。これに伴い、移転補償課は廃止する。

また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果並びに将来の事業量の推移等を踏まえ、更なる組織・定員の見直しを行い、組織運営の効率化を図る。

② 事業の実施形態及び組織のあり方については、独立行政法人以外での実施形態を含めた組織の在り方について平成22年度までに結論が出される予定であり、その結果を踏まえて、所要の見直しを行う。

【平成20年度計画】

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(1) 組織運営の効率化

① 平成20年度においては、事業量を踏まえた組織・定員となるよう大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで事業第一部・事業第二部を統合し、総務部及び事業部の2部制に再編するとともに、移転補償課は廃止する。

これに伴い、人員についても、部長1名、職員2名、合計3名の定員削減を行う。

② 独立行政法人以外での形態を含めた、事業の実施及び組織の在り方について、平成22年度までに結論が出される予定であり、国及び関係自治体との間で進められることとなる協議及び調整に向けて、当機構としても国等への協力を行う。

年度計画における目標設定の考え方

整理合理化計画等において提言された事項を着実に実施することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

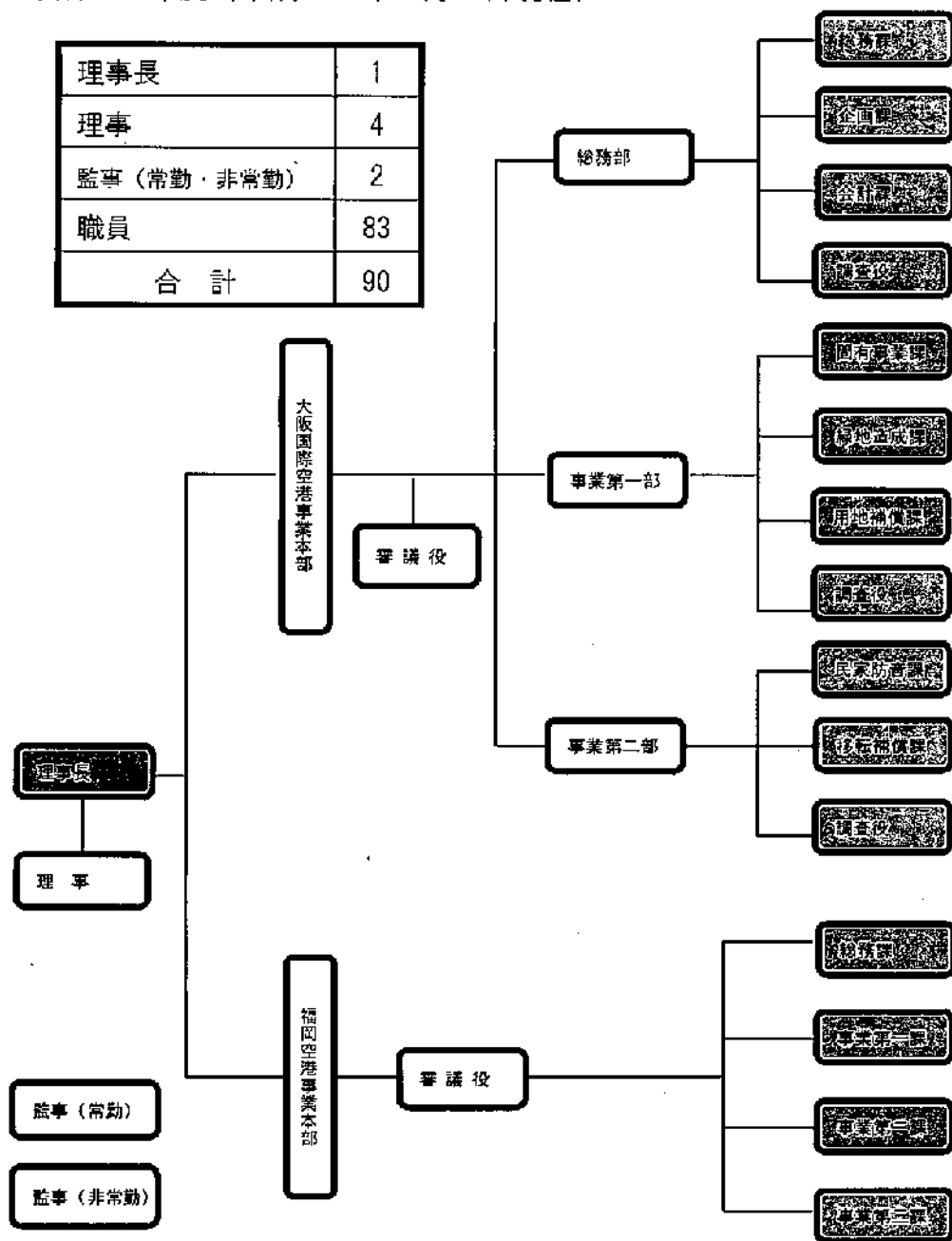
① 平成20年4月1日付で大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで事業第一部・事業第二部を統合し、総務部及び事業部の2部制に再編するとともに、移転補償課を廃止し、人員についても、部長1名、職員2名、合計3名の定員削減を行った。

今後も、中期計画の達成に向けて、事業量を踏まえた更なる組織のスリム化を図ることとしている。

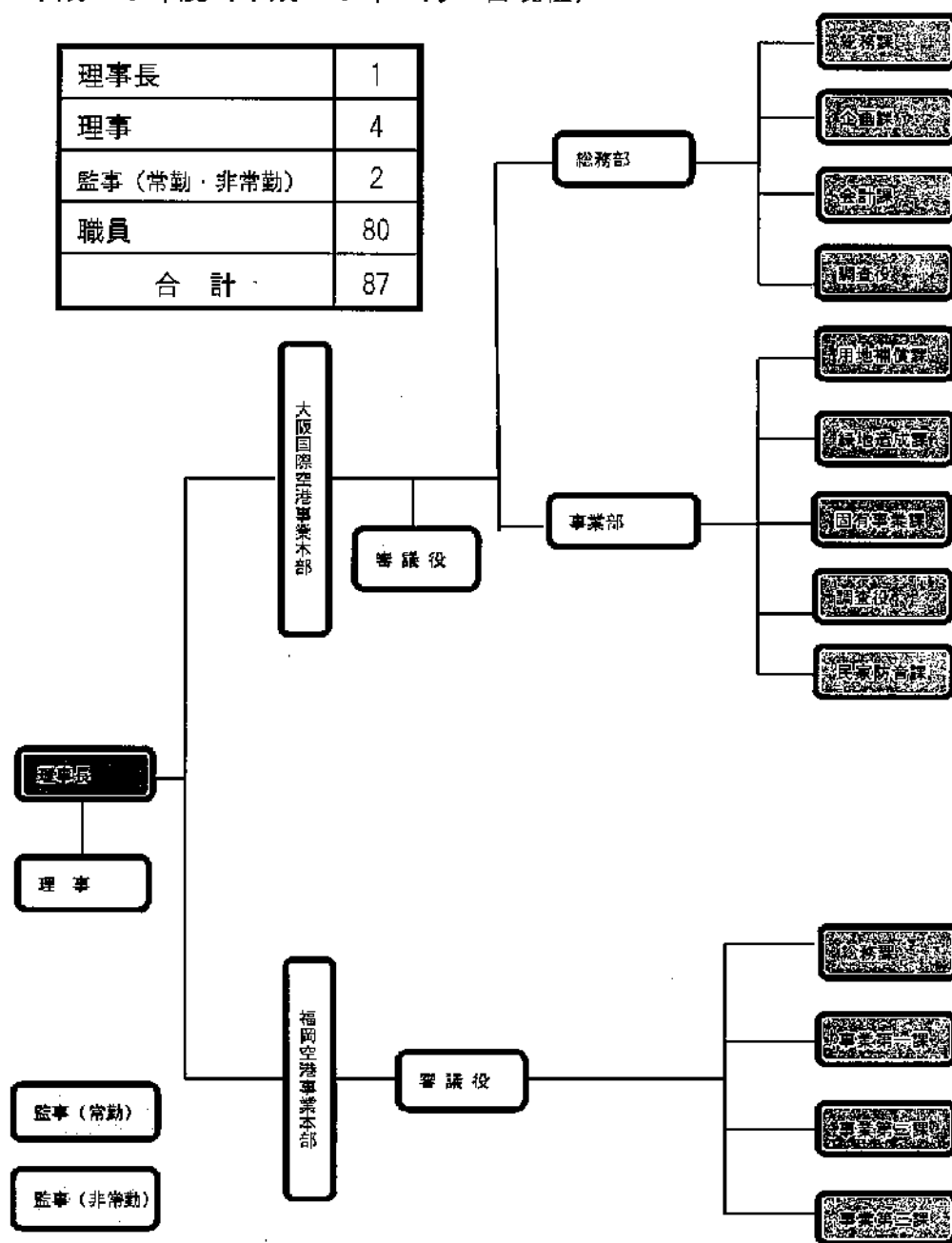
② 平成20年度においては、空港周辺環境対策の見直しについて、国のほか、関係自治体、学識有識者、機構を含む関係団体を交えて検討が行われ、今後の在り方について見直し方針が取りまとめられた。また、大阪国際空港について、平成21年3月6日付の国土交通省告示により、騒音対策区域の縮小が行われた。

今後は、空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の縮小を踏まえ、組織の在り方について検討していくこととしている。

平成19年度（平成19年4月1日現在）



平成20年度（平成20年4月1日現在）



II 業務運営に関する報告

(2) 人材の活用

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 人材の活用

空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、組織の活性化を図り、効率的な業務の運営を推進すること。

【中期計画】

(2) 人材の活用

人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保することにより効率的な業務運営を図る。また、機構組織全般について、国及び地方公共団体との人事交流を推進し、若い人材の任用を行うことにより、役職階層における年齢バランスの改善等、更なる組織の活性化を図る。

【平成20年度計画】

(2) 人材の活用

役職階層における年齢バランスの改善を図るために、平成20年度においては、国出身者の年齢構成レベルを目安として、若い人材で、かつ専門的知見を有する者の派遣について、国・府・県・市と綿密な人事調整を行い、効率的な業務運営を図る。

年度計画における目標設定の考え方

役職階層における年齢バランスに配慮し効率的な業務運営を図ることを目標に出向元との人事調整に努めることとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

役職階層における年齢バランスの改善を図るため、国出身者の年齢構成レベルを目安として、年齢バランスに配慮しつつ、用地補償業務等に精通し経験豊富な人材の派遣について、派遣元との人事調整を行った。

平成21年度においても、引き続き、人事異動時期等を踏まえて、役職階層における年齢バランスの改善等を図ることとする。

各役職階層における出身別年齢構成

	H20.4			H21.4		
	国	府・県・市	計	国	府・県・市	計
参事	53.8	56.4	55.5	52.6	56.2	54.8
副参事	46.0	52.2	49.0	44.7	51.0	47.8
主査	34.0	43.5	36.7	34.6	45.9	38.1
副主査	28.0	34.5	33.2	27.8	34.1	32.4
計			42.9			42.8

※ 計にはプロパー職員を含む。

人事調整の実施状況

(大阪)

国	平成20年12月
大阪府	平成20年11月
兵庫県	平成20年12月

(福岡)

国	平成20年10月
福岡県	平成20年11月
福岡市	平成20年12月

II 業務運営に関する報告

(3) 業務運営の効率化 ①代替地造成事業の廃止

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 業務運営の効率化

① 代替地造成事業の廃止

代替地造成事業は、周辺地方公共団体等関係者に対する一定の周知期間をおいた上で平成21年度に廃止すること。

【中期計画】

(3) 業務運営の効率化

① 代替地造成事業の廃止

代替地造成事業は、周辺地方公共団体等に対する周知活動を進め、平成21年度に廃止する。

なお、移転補償対象者から代替地の要望（照会）等があった場合には、要望者のニーズに合った情報を提供する等により適切に対応する。

【平成20年度計画】

(3) 業務運営の効率化

① 代替地造成事業の廃止

平成21年度の事業廃止へ向けて関係自治体等に周知を図り、あわせて、ホームページにおいても広く住民に周知を図る。

年度計画における目標設定の考え方

整理合理化計画等に従い、代替地造成事業の廃止に係る周辺自治体等関係者への周知を着実に実施することとした。

当該年度における取組み

代替地造成事業の廃止について、第2期中期目標・計画に明記し当機構のホームページで公表するとともに、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する連絡協議会において、周知を図った。

また、上記に基づき、平成21年4月1日から事業を廃止することとし、業務方法書を改正（平成21年2月3日国土交通大臣認可）した。

規程第6号

独立行政法人空港周辺整備機構業務方法書の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年2月5日

独立行政法人空港周辺整備機構
理事長 竹内 壽太郎

独立行政法人空港周辺整備機構業務方法書の一部を改正する規程

独立行政法人空港周辺整備機構業務方法書（平成15年規程第2号）の一部を次のように改正する。

第11条から第15条までを次のように改める。

（代替地に関する業務の廃止）

第11条 機構は、法第28条第1項第3号に規定する土地の造成、管理及び譲渡について、これを行わないものとする。

第12条から第15条まで 削除

附則第2項を削る。

附 則（平成21年2月5日規程第6号）

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

II 業務運営に関する報告

(3) 業務運営の効率化 ②事業費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%程度に相当する額を削減する。（平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値を再検討する。）

【中期計画】

② 事業費の抑制

事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）

【平成20年度計画】

② 事業費の抑制

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で5%以上に相当する額を削減する。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画の達成を目指して、事業執行方法の改善等を通じて効率的な執行を図り、事業費のコスト縮減に努めることとした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

事業費については、民家防音事業における空調機器の工事単価の見直しなどにより、平成19年度比で約19.0%に相当する額を削減した。

<主な取組>

- ・民家防音事業において、調査内容を見直しすることで調査単価を約40%減額するとともに、空調機器の工事単価についても見直しを行い約20%減額した。
- ・事業執行方法の改善として、民家防音事業において工事積算方法の簡略化や空調機器の機能低下に係る調査内容の見直しを行うとともに、競争入札制度を導入した。

<事業費の予算の削減状況>

（単位：百万円）

科目	平成19年度予算			平成20年度予算			削減率(%) ((A-B)/A)
	大阪	福岡	合算(A)	大阪	福岡	合算(B)	
再開発整備事業費	312	440	752	223	318	541	28.06
移転補償事業費	355	4,154	4,509	88	3,695	3,784	16.08
緑地造成事業費	2,186	65	2,250	2,320	113	2,433	△8.13
民家防音事業費	2,845	409	3,254	1,681	281	1,963	39.67
合 計	5,697	5,068	10,765	4,313	4,407	8,720	19.00

※1 計数には、前年度からの繰越し及び管理勘定への繰り入れは含まない。

※2 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。

II 業務運営に関する報告

(3) 業務運営の効率化 ③一般管理費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%程度に相当する額を削減すること。（平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値を再検討する。）

【中期計画】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）

【平成20年度計画】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図る。
また、これまでも取り組んできた業務の効率化を推進することにより、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で3%以上に相当する額を削減する。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画の達成を目指して、業務の見直し及び簡素化を推進する等により効率化を図り、一般管理費の削減に努めることとした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

一般管理費については、業務実施体制の見直しによる人件費の抑制などにより、平成19年度比で約4.9%に相当する額を削減した。

<主な取組>

- ・定員について、年度当初に前年度と比較して3名を削減し、人件費の削減を図った。（954百万円（H19）→ 898百万円（H20） △5.9%）
- ・レクリエーション経費について、国における取扱いに準じて廃止するとともに、レクリエーション経費以外の福利厚生費についても、国における取扱いに準じて見直しを実施した。

<一般管理費の予算の削減状況>

（単位：百万円）

	平成19年度予算			平成20年度予算			削減率 (A-B)/A
	《大阪》	《福岡》	A《合算》	《大阪》	《福岡》	B《合算》	
管理運営費	784	410	1,194	732	403	1,135	4.94%
うち人件費	633	321	954	581	317	898	5.87%
うち物件費	151	89	240	151	86	237	1.25%

※1 削減率は、対平成19年度比。

※2 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。

II 業務運営に関する報告

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 業務の質の向上 ①連絡協議会の開催

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 業務の質の向上

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、以下により業務の質を向上させること。

また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応すること。

① 空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制を整備すること。

【中期計画】

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、次の措置を行うこととし、また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応する。

① 出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回以上開催する等、業務の調整及び意見交換のための会議を定例化する。

【平成20年度計画】

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、平成20年度において次の措置を実施する。

① 連絡協議会の開催

従来から、業務の調整及び意見交換のため実施している「連絡協議会」を年2回開催する。

また、その他に周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に推進できるよう国又は関係自治体等を交えた調整会議を定例的に開催する。

年度計画における目標値設定の考え方

業務の質の向上を図るため、連絡協議会を定例的に開催するだけでなく、その他の調整会議も定例的に開催することとした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

大阪国際空港事業本部では平成20年8月27日及び平成21年3月27日、福岡空港事業本部では平成20年9月2日及び平成21年3月26日に連絡協議会を開催し、平成20年度の事業執行状況、平成19年度及び第1期中期目標期間の業績評価結果、平成21年度計画等について説明するとともに、以下のような調整会議においても国及び関係自治体と意見交換を行うことにより、今後の事業の円滑かつ効果的な推進に向けた意思疎通を図った。

- ・大阪国際空港周辺緑地整備推進協議会（幹事会：3月26日 分科会：5月29日、1月20日 WG：10月9日、11月26日、12月17日）
- ・福岡空港周辺整備計画調査委員会（委員会：3月18日 幹事会：9月3日、3月9日）
- ・福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議（第1回：6月13日 第2回：8月26日 第3回：3月23日）

II 業務運営に関する報告

(1) 業務の質の向上 ② 広報活動の充実

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性を確保する観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報に努めること。

【中期計画】

② 広報活動の充実

イ ホームページ、パンフレット等の内容について、自治体、地域住民はもとより、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツを充実させることなどの方法により積極的に情報を公開する。また、ホームページのアクセス数年間3万件以上を確保することに努め、ホームページに寄せられた質問・意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。

ロ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

【平成20年度計画】

② 広報活動の充実

イ ホームページについては、より国民の理解が得られるよう分かりやすく、また、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツやデータ等の各種情報の充実を図り、積極的に情報を公表することにより年間3万件以上のアクセス数を確保する。

ロ 環境対策における広報活動の充実を図るため、校外学習の受入促進を図るためのPR活動の実施や空港等で行うイベントの機会を利用したパンフレット等の配布・周辺自治体の協力のもと広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

年度計画における目標値設定の考え方

機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、より一層の広報活動の充実を図ることとした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

イ 事業の透明性を高めるため、平成19事業年度の財務諸表・業務実績のほか、第1期中期目標期間における業務実績等を新たに公表するとともに、事業内容の積極的な情報提供を行うため、ホームページのリニューアルに向けた作業に着手した。

また、ホームページアクセス数は年間37,486件であり、年間計画の目標値である3万件以上のアクセス数を達成した。

ロ 校外学習の受入促進のため、大阪国際空港事業本部においては、平成20年12月11・12日に空港周辺の6市教育委員会事務局にPR活動を実施し、福岡空港事業本部においては、平成21年2月5・6日に空港周辺の6市町教育委員会事務局にPR活動を実施した。

また、大阪国際空港事業本部においては、9月20・21日に開催された「空の日」イベント会場にてリーフレットを700部配布し、福岡空港事業本部においては、9月20日に「空の日」イベント会場にてリーフレットを300部配布した。

さらに、周辺自治体の協力のもと各周辺自治体の広報誌等に民家防音工事助成に係る情報を掲載し、広報活動を行った。

アクセス状況(平成20年度)

4月	2,797
5月	2,686
6月	3,130
7月	3,243
8月	3,303
9月	3,056
10月	3,064
11月	2,807
12月	2,769
1月	3,417
2月	3,521
3月	3,693
合計	37,486
月平均	3,124

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ① 役職員の人事評価

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

事務・事業の効率性の確保並びに事業実施等に関する法規則等の遵守を促し、また、適切な人事評価を行い、役職員の資質の向上及び役職員の意識改革に努めるとともに国民の理解が得られるよう分かりやすく説明する意識を徹底することとして、国等の取組の状況を参考としながら、以下の取組を行う。

① 目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務執行へのインセンティブを向上させる。

【平成20年度計画】

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施

① 役職員の人事評価

役職員の人事評価の導入等については、国の取組状況を参考にしながら対応することとし、機構に適應した人事評価のあり方を検討する。

また、その検討にあたっては、業務執行のインセンティブの向上が図られるよう、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させるものとして諸規程類の整備を行う。

年度計画における目標設定の考え方

整理合理化計画において提言された事項を着実に実施することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

機構においては、既に、職員の業績・勤務成績を給与に反映させ業務執行のインセンティブ向上が図られる制度となっているが、国及び自治体における取組状況に係る情報収集を行うしつつ、更なる制度の充実に向けた検討に着手した。

平成21年度においても、国の取組状況を参考にしながら、引き続き適切に取り組んでいく。

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ②内部統制の向上

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

② 民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。

【平成20年度計画】

② 内部統制の向上

民間企業における内部統制制度の導入状況を見極めつつ、役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。

年度計画における目標設定の考え方

整理合理化計画において提言された事項を着実に実施することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

内部統制については、適時、会計監査人及び監事より指導等を受け適切な職務執行を行っており、更なる内部統制の充実を図るため、これまでの監事監査等に加え、平成20年3月19日付で会計監査要領を制定し、平成20年10月20日に福岡空港事業本部、10月23日に大阪国際空港事業本部において会計内部監査を実施した。

また、独立行政法人通則法改正及び他独法等の動向について情報収集に努め、コンプライアンス体制の確立に向けて管理職で構成するWGを設置し、新規転入者に対する研修の実施、役職員の法令遵守や規律保持へ向けたガイドラインの策定などに向けた作業に着手した。

<これまでの取組み>

- ・ 監事監査に関する要綱及び実施細則を定め、監査が適正に実施できる体制を構築。(平成15年10月及び平成16年9月)
- ・ 職員の意識を高めるための内部統制研修を実施。(平成19年2月)
- ・ 会計監査人が監査を実施するにあたり、経営活動に関する情報の入手やリスクの評価を行う手段として、理事長とのディスカッションを独立行政法人設立後、毎事業年度ごとに実施。
- ・ 当機構の運営方針等について意思疎通が図れるよう、役員と幹部職員との業務調整会議を毎週開催。

<次年度以降の取組み>

- ・ 平成20年度に設置したコンプライアンスWGを中心に検討のうえ、その取りまとめに努めるとともに、会計監査人等の指導を得つつ向上を図る。

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ③国民の意見募集

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

③ 業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。

【平成20年度計画】

③ 当機構の担う事務・事業に関し、ホームページにより住民等からの意見を募り、業務運営に適切に反映させる。

年度計画における目標設定の考え方

整理合理化計画において提言された事項を着実に実施することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成20年7月18日開催の国土交通省独立行政法人評価委員会第9回空港周辺整備機構分科会での評価の参考に資するため、国土交通省独立行政法人評価委員会において平成20年7月7日から同年7月17日までの間、平成19年度業務実績評価調書(案)及び中期目標期間業務実績評価調書(案)に係る国民の意見募集を行った。

また、当機構のホームページに寄せられた意見等に対しては、適切に対処した。

平成21年度においても、引き続き、ホームページにより住民等からの意見を募り、業務運営に反映させることとしている。

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ④職員の資質の向上

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

④ 地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するための資質・能力の養成、業務に係る専門知識の向上及びガバナンス強化に向けて外部講師等による職員研修（年3回以上）を実施する。

【平成20年度計画】

④ 職員の資質の向上

地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するため、各課題に柔軟かつ適切に対応する課題解決能力の育成、業務に係る専門知識の向上等を目的とした外部講師等による職員研修を年3回実施し、研修効果の把握にも努める。

年度計画における目標値設定の考え方

研修効果の把握にも配慮しつつ、職員研修の内容の充実を図ることとした。

実績値（当該項目に関する取組み状況も含む）

職員の資質の向上を図るため、外部講師等による研修を実施するとともに、研修の効果測定方法についての検討を行い、試行的に実施した。

（大阪）

- ・新規採用職員研修（平成20年5月8日）
- ・メンタルヘルスマネジメント研修（平成21年2月5日）
- ・セクシュアルハラスメント防止研修（平成21年2月25日）

（福岡）

- ・新規採用職員研修（平成20年5月26日）
- ・人権同和研修（平成21年1月16日）
- ・法務処理事例研修（平成21年1月20日）
- ・セクシュアルハラスメント防止研修（平成21年2月24日）

また、外部の簿記研修に職員を参加させ、専門知識の向上を図った。（全経簿記能力検定2級に全員合格）

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ⑤業績評価の業務への反映

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑤ 前年度の業務の評価を次年度の目標設定・業務の実施に反映させるため、内部評価委員会を開催する。

【平成20年度計画】

⑤ 業績評価の業務への反映

平成18年度において検討見直しした内部評価制度を踏まえ、評価結果の速やかな反映及び活用を図る。

年度計画における目標設定の考え方

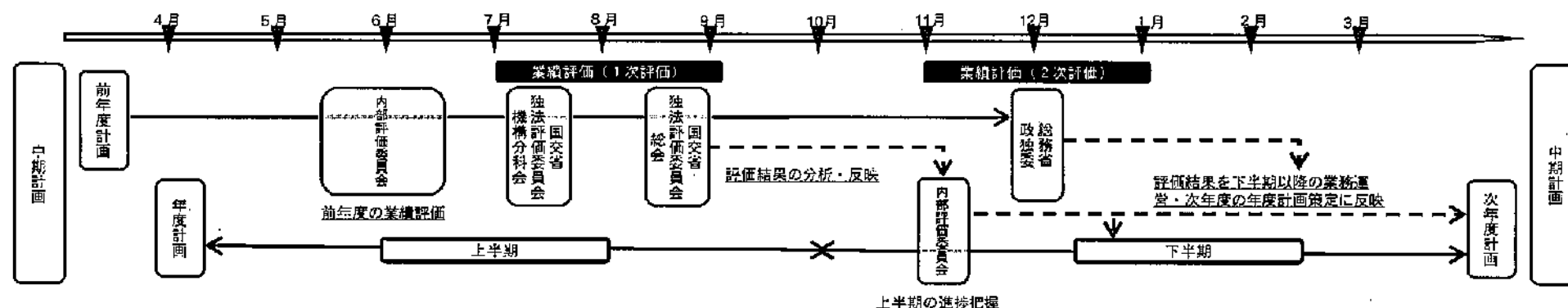
内部評価委員会を開催し、国土交通省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における業務実績評価結果を、以後の業務運営・次年度の目標設定に適切に反映及び活用させることとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成20年5月19日及び同年6月16日に開催した内部評価委員会においては、平成18事業年度の評価結果を踏まえつつ、平成19事業年度及び第1期中期目標期間の事業実績に対する内部評価を行った。また、平成20年11月15日に開催した内部評価委員会においては、平成19事業年度及び第1期中期目標期間の評価結果を踏まえつつ、平成20事業年度上半期の事業の進捗状況の把握を行うとともに、今後は、コンプライアンスの向上、職員の研修効果の把握方法についての検討、校外学習の受入のためのPR活動の実施などにも取り組むべきとの内部評価を行い、当該結果を平成20事業年度下半期以降の業務運営・次年度の年度計画策定に反映させた。今後も、整理合理化計画を踏まえ、中期計画の達成に向けて、引き続き適切に取り組んでいく。

なお、国土交通省独立行政法人評価委員会における平成19事業年度評価結果の主要な反映状況は別紙のとおり。

参考：内部評価に係る年間スケジュール（イメージ）



平成19事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成19年度の総合評価が「順調」評価であったこと等を踏まえ、役員の解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	19事業年度評価における主な指摘事項	平成20及び21年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	次期中期目標・計画にも掲げている民家防音工事に係る入札制度の導入等により、予算の削減に資するとともに、住民に不利益が生じない様、留意を期待する。	平成20年度においては、事業費について、民家防音事業における空調機器の工事単価の見直しなどにより、平成19年度比で約19.0%に相当する額を削減した。 ＜主な取組＞ ・民家防音事業について、調査内容を見直しすることで調査単価を約40%減額するとともに、空調機器の工事単価についても見直しを行い約20%減額した。 ・事業執行方法の改善として、民家防音事業において工事積算方法の簡略化や空調機器の機能低下に係る調査内容の見直しを行うとともに、競争入札制度を導入した。 平成21年度においては、民家防音事業に関して、 ・更新工事調査について、引き続き競争入札で調査業者を決定することで調査費用のコスト削減を図るとともに、更新工事について、入札制度のPRを一層行い受任件数を増加させ入札件数を増やすことなどにより一層のコスト削減を図る。 ・申請者に対するサービスレベルが低下しないよう、業務の一層の合理化に努める。 こととしている。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	(1) 今後は、連絡協議会開催の結果がどのように反映されているか、説明するとともに、さらに、会議の活性化を図ることを期待する。 (2) 職員の研修の効果の計測方法についての工夫が図られることを期待する。 (3) 校外学習の一環教育としての義務教育機関からの環境学習の受け入れについて、直接的な働きかけなどがあっても良いのではないかと。	(1) 平成20年度においては、連絡協議会を大阪・福岡の両事業本部で各2回ずつ開催し、平成20年度の事業執行状況、平成19年度及び第1期中期目標期間の業績評価結果、平成21年度計画等について説明するとともに、国及び関係自治体と意見交換を行った。 平成21年度においては、連絡協議会を年2回開催するほか、内容の充実等を検討し、今後の空港周辺環境対策事業の円滑かつ効果的な推進を図ることとしている。 (2) 平成20年度においては、職員の資質の向上を図るため、両本部で合計7回の外部講師等による研修を実施するとともに、研修の効果測定方法についての検討を行い、試行的に実施した。また、外部の簿記研修に職員を参加させ、専門知識の向上を図った。(全経簿記能力検定2級に全員合格) 平成21年度においては、各課題に柔軟かつ適切に対応する課題解決能力の育成、業務に係る専門知識の向上等を目的とした外部講師等による職員研修を年3回実施するとともに、研修効果の把握に努めることとしている。 (3) 平成20年度においては、校外学習受入促進のため、大阪・福岡の両空港周辺の教育委員会事務局にPR活動を実施した。 平成21年度においては、校外学習の受入促進について今後も積極的な方策の検討を行うとともに、環境関係の見学要望や校外学習の一環としての教育機関からの環境学習の受け入れには適切に対応し、環境対策の理解を深めることとしている。

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組 ⑥積極的な情報公開

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑥ 情報開示のあり方

機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、整理合理化計画に係る取組並びにその実施状況や次の情報についてもホームページ等により積極的に公開を行う。

- イ 年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。
- ロ 特定独立行政法人に準じ、職員の勤務時間その他の勤務条件を公表する。

【平成20年度計画】

⑥ 積極的な情報公開

機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、独立行政法人整理合理化計画に係る取組並びにその実施状況や次の情報についても積極的に情報公開を行う。

- イ 年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で情報の提供を行う。
- ロ 職員の勤務時間その他の勤務条件を定めた就業規則について、平成20年度中に公表する。

年度計画における目標設定の考え方

整理合理化計画において提言された趣旨を踏まえ、積極的な情報公開に努めることとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- イ 平成19事業年度及び第1期中期目標期間の業務実績評価については平成20年9月30日に、平成19事業年度の財務諸表等については平成20年9月4日にホームページに公表した。また、平成21年度からの代替地造成事業の廃止等に係る業務方法書の改正について、国土交通大臣の認可後速やかにホームページで公表した。
- ロ 空港周辺整備機構就業規則を平成21年3月31日にホームページで公表した。

平成21年度においても、中期計画の達成を目指して、引き続き積極的に情報公開を行うこととしている。

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ⑦管理会計の活用

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑦ 管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。

【平成20年度計画】

⑦ 管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。

年度計画における目標設定の考え方

整理合理化計画において提言された趣旨を踏まえつつ、独立行政法人発足時から実施している事業毎の収支管理について、引き続き適切に実施していくこととした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成15年10月の独立行政法人発足時から大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業、その他事業に分類し収支管理を行っており、当該事業毎の収支管理に基づき作成した平成19事業年度の財務諸表を平成20年9月4日に公表した。また、随意契約見直し計画に基づく競争入札への移行や民家防音事業における競争入札制度の導入などにより、予算の効率的な執行に努めた。なお、当機構の事業に係る費用対効果の分析については、効果の視点、測定方法などに関し継続的な検討を行っているところである。

今後も、整理合理化計画を踏まえ、中期計画の達成に向けて、引き続き適切に取り組んでいく。

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ⑧セグメント情報の開示

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

③ 業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

【平成20年度計画】

③ 既に公表している内容を踏まえつつ、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

年度計画における目標設定の考え方

整理合理化計画において提言された趣旨を踏まえつつ、独立行政法人発足時から実施している事業毎の収支管理の区分に応じて、引き続き適切に実施していくこととした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成15年10月の独立行政法人発足時から大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業、その他事業に分類し収支管理を行っており、これらの区分に応じて、引き続き平成19事業年度の財務諸表において適切にセグメント情報の開示を行った。

今後も、整理合理化計画を踏まえ、中期計画の達成に向けて、引き続き適切に取り組んでいく。

II 業務運営に関する報告

(2) 内部統制及びガバナンス強化等に向けた取組の実施 ⑨事後評価の在り方

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施

整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。

【中期計画】

⑨ 評価委員会の評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、マネジメント体制等に反映させる。

【平成20年度計画】

⑨ 事後評価の在り方

事後評価の在り方については、国等の動向を踏まえつつ、評価結果の適切な反映方法について検討する。

年度計画における目標設定の考え方

整理合理化計画において提言された事項を着実に実施することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

役員の退職手当については、独立行政法人評価委員会における業績結果を勘案することとしており、平成19年9月30日に退職した役員の退職手当に係る業績勘案率について、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を踏まえ、国土交通省独立行政法人評価委員会において決定（平成20年10月30日付国独評委第46号）された。

平成21年度においては、国等の動向を踏まえつつ、引き続き評価結果の適切な反映方法について検討することとしている。

II 業務運営に関する報告

(3) 随意契約の見直し

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

- ① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性・透明性が十分確保される方法により実施すること。
また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

【中期計画】

(3) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

- ① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性・透明性が十分確保される方法により実施する。
また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

【平成20年度計画】

(3) 随意契約の見直し

随意契約の見直しについては、当機構が進める「随意契約見直し計画」を着実に実施することとし、その取組状況を公表する。

なお、公募などにより行う一般競争についても、競争性・透明性が十分確保される方法により実施するとともに、業務運営の一層の効率化を図る。
また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

年度計画における目標設定の考え方

整理合理化計画等において提言された趣旨を踏まえ、適切に取り組むこととした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

● 20年度の契約の状況（予定価格が随意契約限度額以下のものを除く）

一般競争・指名競争入札	49件（76.5%）	189,083,683円（79.3%）	平均落札率68.0%
企画競争・公募	6件（9.4%）	8,697,150円（3.6%）	—
競争性のない随意契約	9件（14.1%）	40,742,560円（17.1%）	—

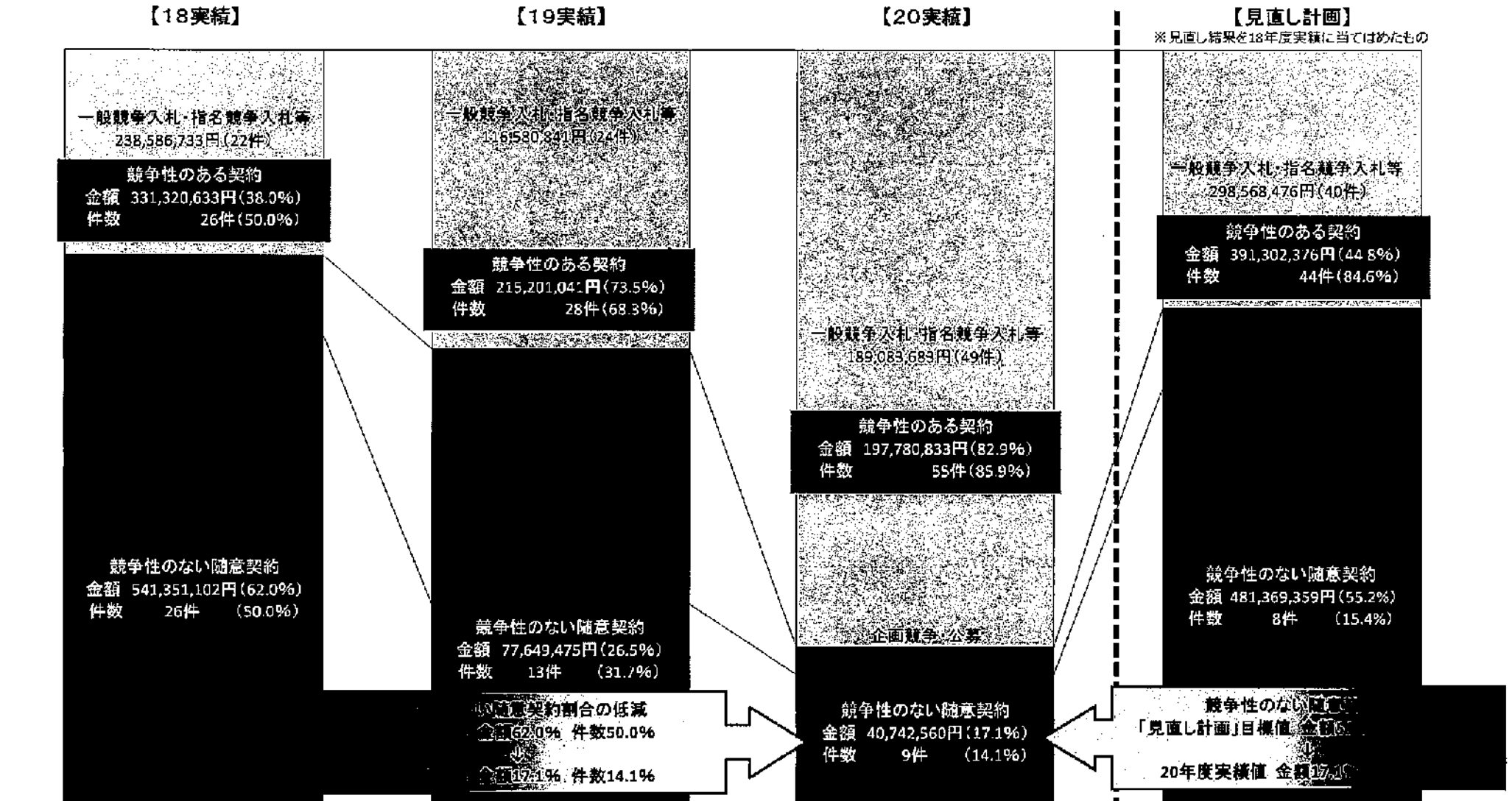
● 「随意契約見直し計画」の取り組み状況

別紙のとおり。

● 契約の適正化への取り組み状況

会計検査院の契約に関する検査所見や取独委の19年度評価結果等を踏まえ、包括的随意契約条項を見直して随意契約ができる条件を国に準じて可能な限り具体的に規定するなどの規程等の改正を行ったほか、競争入札拡大に伴い、価格競争にはなじまない契約について企画競争を導入・実施し、これら競争の実施に際しては、競争性が十分確保されるよう入札参加条件の審査・検討を行った。今後も、整理合理化計画等を踏まえ、引き続き適切に取り組んでいく。

『随意契約見直し計画』と平成20年度に締結した契約の状況



随意契約の見直し等契約の適正化への取り組み

項 目	取 り 組 み 状 況	備 考	
「随意契約の見直し計画」の 取り組み状況	随意契約の比率引き下げ (競争の拡大)	「随意契約見直し計画」での随意契約比率目標値：件数15.4%、金額55.2% に対し 「H20年度契約実績」での随意契約比率：件数14.1%、金額17.1% へ低減 ※平成20年度に競争契約に移行したもの ・コンピュータシステム保守（一般競争） ・火災保険契約（一般競争） ・不動産鑑定評価（企画競争）	
	随意契約金額基準	国と同基準に規程等改正済み（平成19年4月：契約事務取扱細則第32条）	【会計規程】 http://www.oeia.or.jp/docs/upfile/kaikai-kitai_H21.4.pdf 【契約事務取扱細則】 http://www.oeia.or.jp/docs/upfile/keiyaku-saisoku_H21.4.pdf
	契約情報公表基準を国と同一にする	国と同基準に規程等改正済み（平成19年10月：契約事務取扱細則第66条）	
	総合評価方式の導入	要領等制定・導入済み（平成20年4月から）	
	複数年度契約の拡大	契約内容に応じ適用拡大（平成20年4月から）	
	随意契約審査体制の強化	入札・契約事項審査会設置（平成20年4月から）	
	入札手続きの効率化	事後審査方式の導入（平成20年4月から）	
	監事監査	監事監査において、競争入札への移行状況、競争性の確保、随意契約によらざるを得ない契約の妥当性など入札・契約の適正な実施について重点的に監査を受けた	
	「見直し計画」等の公表	「随意契約見直し計画」：H19.12.21公表	http://www.oeia.or.jp/nyusatu/upfile/071221minaosi%20kaikaku.pdf
「随意契約見直し計画のフォローアップ」：H20.7.4公表		http://www.oeia.or.jp/nyusatu/upfile/080704%20minaosi%20kaikaku.pdf	
「競争性のない随意契約によらざるを得ない契約」：H21.3.31公表		http://www.oeia.or.jp/nyusatu/upfile/H21.3.31_kouhyou_H20zuikai.pdf	
契約の適正化への 取り組み状況	包括随意契約条項	廃止し国の取り扱いに準じ具体的に規定するよう改正【契約事務取扱細則第31条】	【会計規程】 http://www.oeia.or.jp/docs/upfile/kaikai-kitai_H21.4.pdf 【契約事務取扱細則】 http://www.oeia.or.jp/docs/upfile/keiyaku-saisoku_H21.4.pdf
	総合評価方式、企画競争、公募などの競争方式の導入	規程等を整備し20年度当初までに導入済み	
	競争性のある随意契約	企画競争の実施（20年度：6件）	http://www.oeia.or.jp/nyusatu/four.cgi?mode=past
	企画競争、公募での競争性、透明性の確保	審査会において競争参加資格、評価内容等の審査を受けた参加要件により企画競争を実施し、その結果を公表 実施した企画競争すべて（6件）において2者以上の応募があった	
	一者応札（応募）	一者応札となったものの要因について検証を行い、参加条件等の見直し・検討を行った ※一般競争入札及び企画競争 合計55件（一者応札の割合10.9%） （一者応札：コンピュータシステム保守契約 3件、公共嘱託登記 3件）	

II 業務運営に関する報告

(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備

平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けて適切に対応すること。

【中期計画】

(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備

平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けた取組を行う。

【平成20年度計画】

(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備

国において、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けた取組を行う。

年度計画における目標設定の考え方

両空港における平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けて、国等と調整を図りつつ、平成20年度から適切に取り組んでいくこととした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成20年度に行われた空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの状況を踏まえつつ、大阪国際空港周辺緑地整備推進協議会及び福岡空港周辺整備計画調査委員会において、次期周辺整備中期基本方針の策定について協力依頼等を行い、国及び関係地方公共団体と認識の共通化を図った。

平成21年度においても、中期計画の達成に向けて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、適切に取り組んでいく。

II 業務運営に関する報告

(5) 業務の確実な実施 ①再開発整備事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(5) 業務の確実な実施

以下の事項を行うことにより、空港周辺環境対策を進めること。

- ① 再開発整備事業については、第2種区域に限定することとし、第1種区域（第2種区域を除く）で実施している事業にあつては、国が進める国有地の処分計画を踏まえ、平成22年度末までに廃止すること。

【中期計画】

(5) 業務の確実な実施

周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針の趣旨を踏まえ各事業を進める。

① 再開発整備事業

事業を推進するにあつては、第2種区域に限定することとし、第1種区域（第2種区域を除く）での事業については、国の国有地の処分計画を踏まえ、国、貸付先及び関係機関等との協議を進め、平成22年度末までに廃止する。

【平成20年度計画】

(5) 業務の確実な実施

① 再開発整備事業

イ 第2種区域で行う事業について、利用可能な国有地及び需要等を踏まえ、都市計画や地域整備計画との整合を図りながら、今後の施設整備に向けて関係自治体等との情報交換を継続的に行う。

ロ 第1種区域内（第2種区域を除く）で行っている事業については、国が進める国有地処分計画の動向を見極めつつ、廃止に向けて国、貸付先及び関係機関等との調整を図る。

年度計画における目標設定の考え方

第2種区域で行う事業については、今後の施設整備に向けて関係自治体等との情報交換を引き続き実施していくこととした。

第1種区域（第2種区域を除く）での事業については、整理合理化計画等の趣旨を踏まえ、事業廃止に向けて関係者と調整を図ることとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

イ 大井地区再開発整備事業（その3）について、平成21年度の施設整備に向けて、福岡空港周辺整備計画調査委員会等において関係自治体等との継続的な情報交換を行うとともに、公募により施設の整備提案及び賃借人の募集を行い、1者からの応募があった。

今後は、整備提案の選定及び賃借人の内定を行うとともに当該賃借人との間で施設建設に係る委託契約を締結し、平成21年度内に施設整備を行う予定である。

ロ 第1種区域内（第2種区域を除く）で行っている事業については、国、貸付先及び関係機関等との調整を図り、賃借人1名について平成21年度末での事業廃止の合意が得られたため、平成21年3月19日付けで賃貸借契約の変更を行った。

なお、残りの事業については、国が進める国有地の処分計画の動向を見極めつつ、引き続き、廃止に向け国、貸付先及び関係機関等との調整を図っていく。

大井地区再開発整備事業について

事業の概要

○その1事業

供用開始 : 平成13年度
施設用途 : 物販等施設(ホームセンター)
賃借人 : 株式会社ナフコ
施設規模 : 土地面積 約17,760㎡
建物面積 約38,540㎡

○その2事業

供用開始 : 平成18年度
施設用途 : 物販等施設(スーパーマーケット・テナント施設あり)
賃借人 : 株式会社レッド・キャベツ
施設規模 : 土地面積 約11,804㎡
建物面積 約4,410㎡

○その3事業

供用開始 : 平成22年度を目途
施設用途 : 各種事業施設

その3事業実施に向けた取組み状況

福岡空港周辺整備計画調査委員会等において、今後の施設建設に向けた関係自治体等との継続的な情報交換を実施。

◎騒音斉合施設の整備提案及び賃借人の募集

- ・公募期間
平成20年12月25日～21年2月27日(約2か月間)
- ・整備箇所
福岡市博多区大井一丁目4-11外(別添位置図及び計画配置図参照)
- ・公募結果
1者から応募有り

◎応募者からの事業計画案

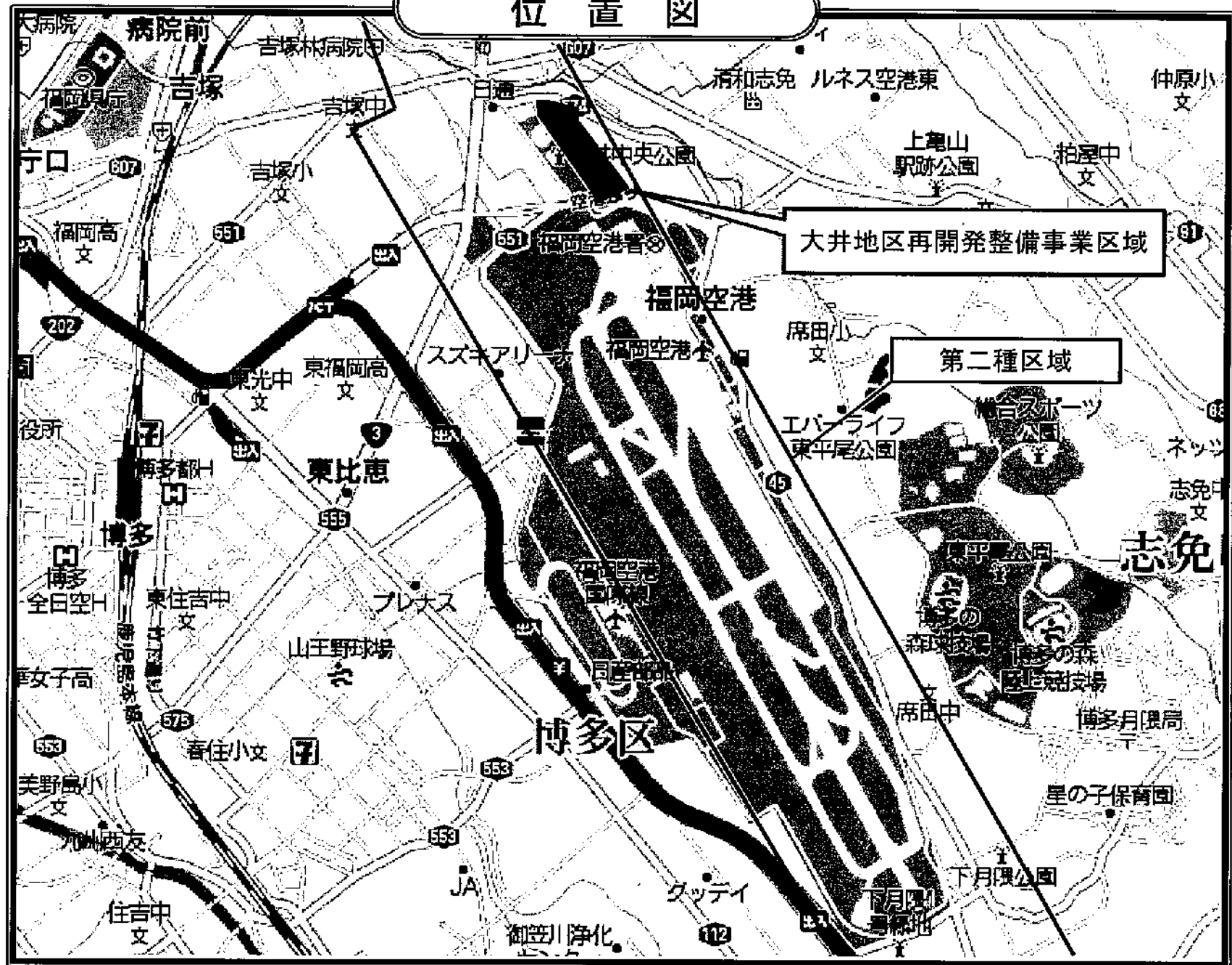
- ・概算事業費 約1,500百万円(設計費含む。)
- ・施設規模 延べ床面積 約17,000㎡
(鉄骨造二階建て)
敷地面積 約16,000㎡

平成21年度内に施設整備を実施

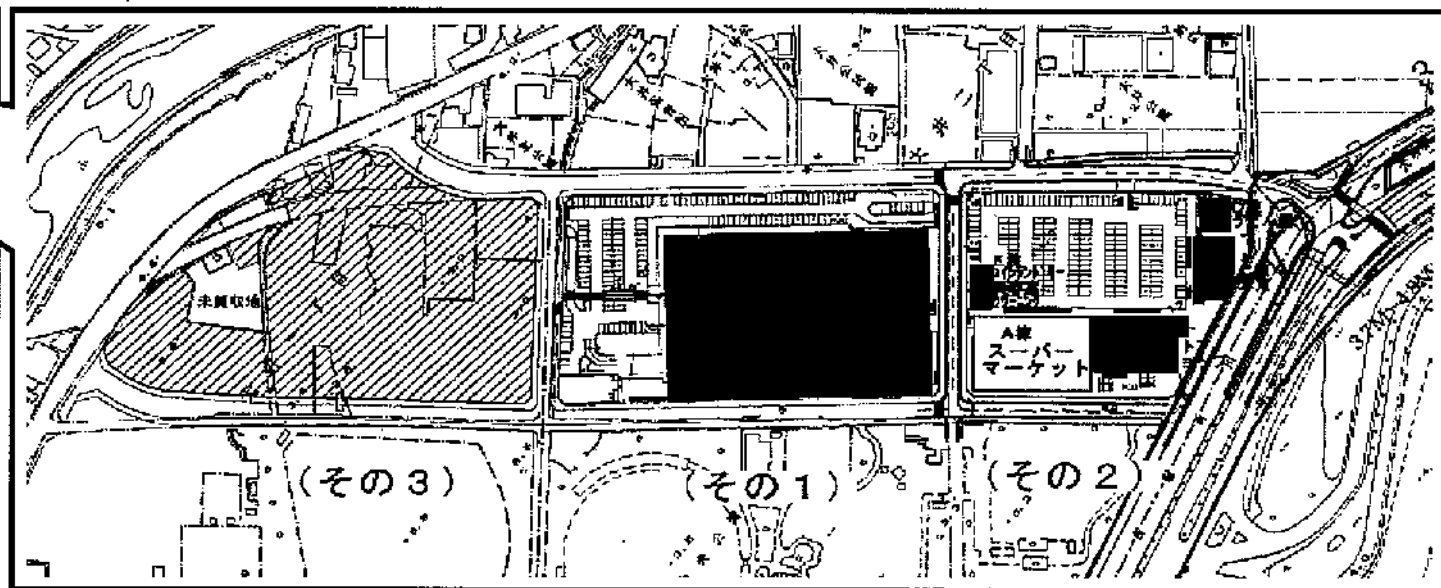
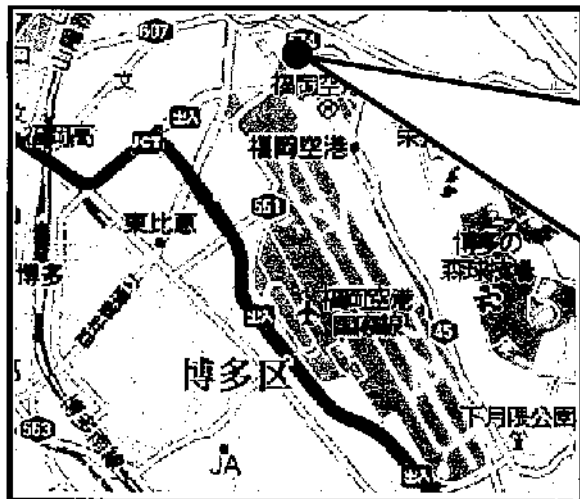
今後のスケジュール

- 平成21年4月 整備提案の選定及び賃借人の内定
- 平成21年夏頃～(予定) 施設建設に着手
- 平成22年夏頃(予定) 施設オープン

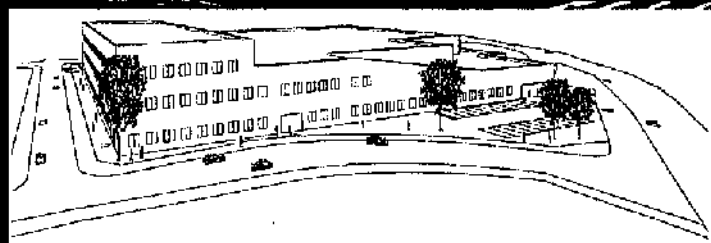
位置図



計画配置図



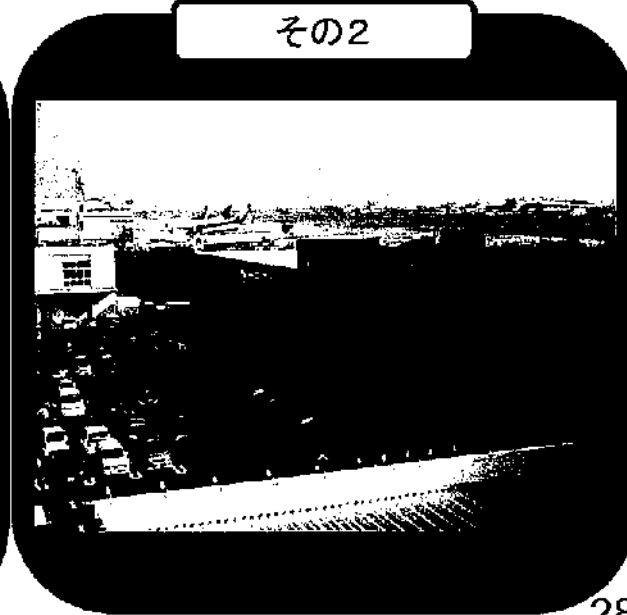
その3



その1



その2



II 業務運営に関する報告

(5) 業務の確実な実施 ②民家防音工事補助事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ② 民家防音工事補助事業については、競争入札制度を導入することで、事業費の縮減を図りつつ、申請者に対するサービスレベルの維持に配慮すること。
また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえ、事業の抜本的見直しを図ること。

【中期計画】

② 民家防音工事補助事業

- イ 事業費については、業務内容や積算基準の見直しと併せて競争入札制度を導入することで、事業費の縮減に努める。
ロ 入札制度導入後においても、申請者に対するサービスレベルが低下しないよう、工事積算方法の簡略化等による事務の効率化に取り組み、また、申請者のニーズに応えられるよう事業の実施方法の工夫をする。
ハ 平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえて事業の抜本的見直しを行う。

【平成20年度計画】

② 民家防音工事補助事業

- イ 事業費について、業務内容及び空調機の機能低下に係る調査項目の精査・見直しを図るとともに、空調機工事及び空調機機能低下に係る調査委託業務について、競争入札とすることにより事業費の縮減を図る。
ロ 工事積算方法の精査・見直しを図り、積算の標準化及び定格化等により事務手続の迅速化・効率化を図る。

年度計画における目標設定の考え方

整理合理化計画等を踏まえて、事業の見直しを行い事業費の縮減を図るとともに、事務手続の迅速化・効率化を図ることとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- イ 空調機器の故障調査については、故障判定について従前の外部委託による調査から申請者の自己診断による判定とするなど調査内容を見直して（調査名称も「故障判定等調査」から「更新工事調査」に改正）調査単価（設計金額）を約40%減額するとともに、空調機器の更新工事単価（設計金額）についても見直しを行い約20%減額した。
また、更新工事調査の調査業者を競争入札で決定することや、空調機器の更新工事についても委任を受けて競争入札で決定する制度を導入すること等で更に事業費の縮減を図った。
ロ 取替工事費の積算における標準化、統一化及び複合単価化や、入札事務手続きの迅速化・効率化により、申請者に対するサービスの低下をきたさないよう努めた。

平成21年度においては、整理合理化計画等を踏まえ、中期計画の達成を目指して以下のとおり取り組んでいく。

- ・ 更新工事調査については、昨年度に引き続き競争入札で調査業者を決定することで調査費用のコスト縮減を図るとともに、更新工事については、入札制度のPRを一層行い委任件数を増加させ入札件数を増やすことなどにより一層のコスト縮減に努める。
- ・ 申請者に対するサービスレベルが低下しないよう、業務の一層の合理化に努める。
- ・ 平成20年度に行われた空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえて事業の抜本的な見直しを行い、平成22年度からの円滑な実施を目指す。

◎民家防音工事補助事業に係る見直し内容

1. 空調機器の故障調査に係る見直し

年 度	平成19年度	平成20年度
調査名称	「故障判定等調査」	「更新工事調査」
調査項目	制度説明	事前準備
	現地調査	現地調査
	工事概要書作成	工事概要書、数量表作成
	数量表作成	
	資料整理	
	申請書チェック及び概算額内訳書作成	
	故障判定等調査	申請者による「故障状況報告」による
調査業者の決定方法	随意契約（福岡は指名競争入札）	一般競争入札

2. 空調機器の更新工事に係る見直し

(1) 更新工事単価(設計金額)の見直し

年度		平成19年度	平成20年度
設計金額 (HC-1の場合)	大阪	約 12万円	約 9.5万円
	福岡	約 11万円	約 9万円

* 既存施設の撤去&処分&リサイクル費を含む

(2) 工事業者の決定に係る入札制度導入による事業費の削減効果

一般競争入札	大阪	件数	28件	落札率	83.4%
	福岡	件数	468件	落札率	98.8%
見積徴収	大阪	件数	3,481件	落札率	96.6%
	福岡	件数	0件	落札率	—
合 計		件数	3,977件	落札率	96.7%
				削減効果	37,938千円

※1 入札は機構が申請者から委任を受けて実施

※2 見積徴収は入札による落札率を考慮して実施

(3) 事務手続の迅速化・効率化等

① 工事積算方法の見直し

- ・空調冷媒管の標準付属品化
- ・増設コンセントのコード長の統一化
- ・空調換気扇等の撤去処分費を取替工事費に組み入れて1つの工種とする複合単価化

② 入札事務手続きの迅速化・効率化

- ・更新工事調査の調査業者について、1年間の想定件数により先行決定
- ・更新工事の業者決定入札手続きについて、極力短期間で実施

(参考) 他の特定飛行場における空調機器の更新工事に係る契約状況 (平成20年度)

特定飛行場名		函館	東京国際	新潟	松山	高知	大分	宮崎		鹿児島	那覇
補助事業者名		函館市	大田区	新潟市	松山市	南国市	国東市	宮崎市	清武町	霧島市	那覇市
契約方式(件)	一般競争入札	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指名競争入札	124	380	63	38	0	0	0	0	0	0
	見積徴収	4	0	0	43	38	6	119	5	7	50
	合 計	128	380	63	81	38	6	119	5	7	50
落札率(%)	一般競争入札	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指名競争入札	91.2	99.4	62.1	74.2	—	—	—	—	—	—
	見積徴収	99.7	—	—	84.8	97.1	88.6	99.4	99.4	99.4	97.0
	合 計	91.5	99.4	62.1	80.4	97.1	88.6	99.4	99.4	99.4	97.0
削減効果(千円)		2,060	487	9,987	3,996	224	156	185	5	9	406

(データの提供は国土交通省航空局より)



II 業務運営に関する報告

(5) 業務の確実な実施 ③移転補償事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ③ 移転補償事業については、事務処理の迅速化・効率化を図ること。
また、平成20年度中に行う大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討することとしており、この結果を踏まえて事業を実施すること。

【中期計画】

- ③ 移転補償事業
イ 事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図る。
ロ 平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で事業を縮減する方向で検討された結果を踏まえて事業を実施する。

【平成20年度計画】

- ③ 移転補償事業
事業実施にあたっては、事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより、移転補償の処理期間（申請受付から代金支払いまで）について、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）実績以上の短縮に努めながら、事業を確実に執行する。

年度計画における目標設定の考え方

事務処理の迅速化・効率化を図り、処理期間の短縮に努めながら、事業を着実に実施することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

福岡空港事業本部においては、申請物件にかかる隣接関係や相続問題の解消等に関する指導、移転計画についての助言など事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、土地測量業務と建物調査業務の分離発注など物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図り、事業を着実に実施した。

平成21年度においても、事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図りつつ、事業を確実に執行していく。

なお、大阪国際空港事業本部においては、申請が1件あったが、土壤汚染状況調査の結果、現状での使用については問題はないものの、土地を買い取るには現所有者による土壤改良工事が必要であることが判明し、工事を行うか、移転申請を取り下げるか、所有者において検討中である。

＜申請物件の処理状況(福岡)＞

20年度 申請受付	20年度 申請取下	20年度 契約済	21年度 以降予定
16件	6件	38件	19件

(参考)事務処理期間(申請受理から支払(精算)まで)の状況

態様別	一般住宅		共同住宅		その他(工場等)		宅地		農地		全体	
19年度	6件	534日	2件(2件)	450日	7件	600日	7件	386日	6件	322日	30件	432日
20年度	14件(3件)	297日	2件(2件)	406日	9件	465日	6件	508日	2件	345日	38件	409日

※ 一般住宅、共同住宅の()書きは、借家人の件数であり全体の件数に含まれる。

※ 一般住宅、共同住宅、その他(工場等)の期間短縮の要因は、事前の申請相談により申請者による諸問題の処理等がされていたことによる。

※ 宅地の期間伸長の要因は、告示日後の建物等(補償対象外)の処理及び土壌汚染の調査に時間を要したことによる。

＜移転補償事業に係る物件調査の分離発注＞

年度	平成19年度	平成20年度	
調査名称	調査測量業務	空港周辺測量調査業務	空港周辺建物調査業務
調査項目	用地測量 (現地踏査) (公図等の転写) (境界確認) (境界測量) (用地境界仮杭設置) (境界点間測量) (面積計算) (用地実測図原図作成) (土地調査作成)	地積測量 (現地踏査) (公図等の転写) (復元測量) (境界確認) (境界測量) (用地境界仮杭設置) (境界点間測量) (面積計算) (用地実測図原図作成) (土地調査作成)	建物調査 (現地踏査) (公図等の転写) (境界確認) (境界測量) (用地境界仮杭設置) (境界点間測量) (面積計算) (用地実測図原図作成) (土地調査作成)
	図面作成 (建物等の測量) (境界等の測量) (面積等の測量) (用地実測図原図作成) (土地調査作成)	図面作成 (建物等の測量) (境界等の測量) (面積等の測量) (用地実測図原図作成) (土地調査作成)	図面作成 (建物等の測量) (境界等の測量) (面積等の測量) (用地実測図原図作成) (土地調査作成)

・分離発注により調査業務を並行して行うことで、工期を短縮。

II 業務運営に関する報告

(5) 業務の確実な実施 ④大阪国際空港周辺の緑地整備

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

- ④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえ着実に推進すること。
また、平成20年度中に行う大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討することとしており、この結果を踏まえて、機構においても事業計画の変更・修正等を行うこと。

【中期計画】

- ④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。特に利用緑地及び緩衝緑地第1期事業について、本中期目標期間内の達成に向けて、国及び関係自治体と調整を図りながら着実に実施する。
また、平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討されていることから、この結果を踏まえて当機構においても事業計画の変更・修正等を行う。

【平成20年度計画】

- ④ 大阪国際空港周辺の緑地整備
利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地取得については、未買収地約1.5ha（利用緑地残約0.3ha、緩衝緑地第1期残約1.2ha）のうち約0.5haを買収し、用地取得進捗率を約97%とする。
また、買収済みの土地約0.63haについて造成・植栽を実施する。

年度計画における目標設定の考え方

事業認可を受けている利用緑地及び緩衝緑地第1期事業について、国及び関係自治体と調整を図りながら、着実に実施することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の用地取得については、平成20年度において約0.3ha（利用緑地約0.1ha、緩衝緑地第1期約0.2ha）を買収し、用地取得進捗率を約96.0%とした。
また、買収済みの土地約0.62haについて造成・植栽を実施した。
- 利用緑地及び緩衝緑地第1期事業については、今後も国及び関係自治体と調整を図りながら着実に実施することとし、用地取得を平成22年度末までに完了するとともに、買収済みの土地について造成・植栽を行っていく。

1. 大阪国際空港周辺緑地整備事業用地取得状況（大阪府側）

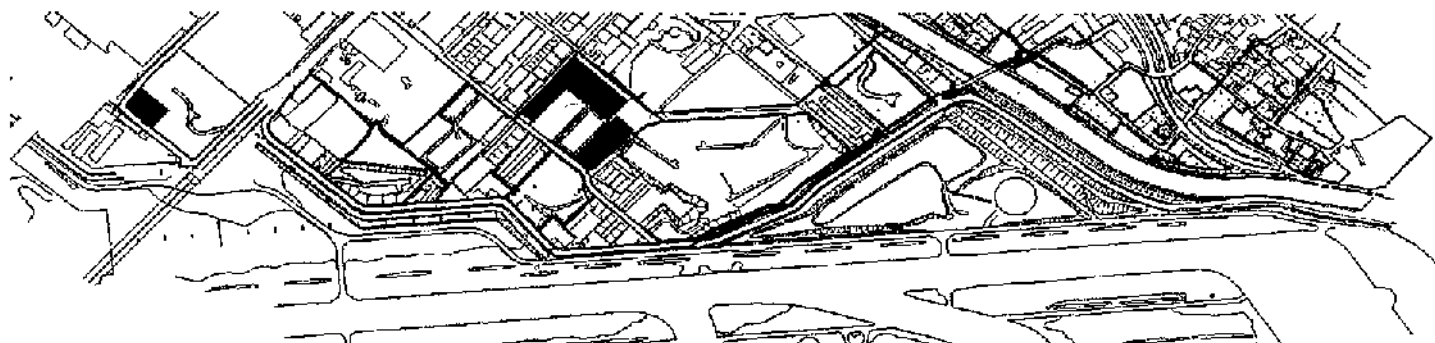
事業区域		都市計画決定時内訳 (ha)			平成19年度末 現在買収実績 (ha)	平成19年度末 現在未買収地 (ha)	平成20年度 買収実績 (ha)	平成20年度末 買収実績 (ha)	未買収地 (ha)
		全体面積 ①	公共用地等 ②	民有地 ③					
緩衝緑地	I期地区 (C)	17.30	10.76	6.54	5.35	1.19	0.19	5.54	1.00
	II期地区	19.18	10.20	8.98	2.28	6.70	0.00	2.28	6.70
	小計	36.48	20.96	15.52	7.63	7.89	0.19	7.83	7.69
利用緑地	住居系	7.40	4.30	3.10	2.91	0.19	0.00	2.91	0.19
	非住居系	6.12	1.90	4.22	4.07	0.15	0.09	4.16	0.06
	小計 (D)	13.52	6.20	7.32	6.98	0.34	0.09	7.07	0.25
小計(事業認可分)		30.82	16.96	13.86	12.33	1.53	0.28	12.61	1.25
合 計		50.00	27.16	22.84	14.61	8.23	0.28	14.90	7.94

(利用緑地と緩衝緑地(I期)の用地取得進捗率)

平成20年度末現在

$$\frac{\text{未買収面積}}{\text{全体面積}} = \frac{(A) + (B)}{(C) + (D)} = \frac{1.00 + 0.25}{17.3 + 13.52} = \frac{1.25}{30.82} = 4.0\%(96.0\%)$$

2. 大阪国際空港周辺緩衝緑地整備状況（大阪府側）



I期全体 整備面積		平成19年度末		平成20年度末	
		整備済面積	進捗率(%)	整備済面積	進捗率(%)
17.3ha	※12.9ha	7.9ha	61.2	8.52ha	66.0

都市計画範囲

平成20年度 造成・植栽整備位置

※I期全体面積(17.3ha)から開放型緑地(1.0ha)、河川(2.5ha)区域の4.4haを控除した数量。

注) 進捗率は、開放型緑地面積(12.9ha)に対するもの。

II 業務運営に関する報告

(5) 業務の確実な実施 ⑤福岡空港周辺の緑地整備

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

⑤ 福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

【中期計画】

⑤ 福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。

【平成20年度計画】

⑤ 福岡空港周辺の緑地整備

福岡空港周辺における緑地整備については、地域の実情に配慮しつつ推進することとし、買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。

なお、空港南側の一定範囲については、移転補償跡地等の有効活用、地域の活性化の観点から、都市計画事業を含む土地の有効活用方策について国・地元自治体等と調整する。

年度計画における目標設定の考え方

地域の実情に配慮しつつ、国・地元自治体等と調整しながら、緑地整備を実施することとした。

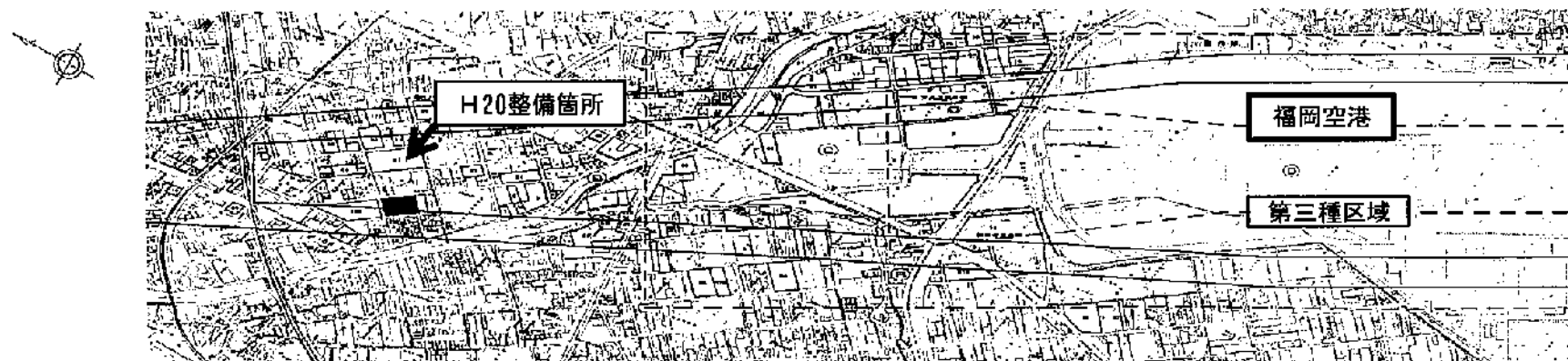
当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

緑地整備については、地域の実情に配慮しつつ、約0.4haの造成・植栽を実施した。

なお、空港南側の一定範囲については、都市計画事業を含む土地の有効活用方策について、国・地元自治体等と協議を進めた。

平成21年度においては、買収済みの土地約0.2haについて造成・植栽を実施するとともに、空港南側の一定範囲については、都市計画事業を含む土地の有効活用方策について、引き続き、国・地元自治体等と調整していく。

緩衝緑地事業箇所図（平成20年度）



II 業務運営に関する報告

(6) 空港と周辺地域の共生

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(6) 空港と周辺地域の共生

空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずること。

【中期計画】

(6) 空港と周辺地域の共生

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の措置を講ずる。

イ 2. (1)、①国及び地方公共団体並びに周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の協力を得ること等により、積極的に啓発活動を行う。

ロ 環境関係の見学要望や環境学習の受け入れには適切に対応し、空港周辺環境対策の理解を深める。

【平成20年度計画】

(6) 空港と周辺地域の共生

前中期目標期間同様、地域に密着した事業を通じて地元住民・自治体との意思疎通を図り、地元の要望も踏まえつつ、空港と周辺地域の共生を支援していく。

イ 国及び地方公共団体並びに周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の協力を得ることにより、環境学習の講演を行う等の啓発活動を実施する。

ロ 環境関係の見学要望や校外学習の一環としての教育機関からの環境学習の受け入れには適切に対応し、環境対策の理解を深める。

年度計画における目標設定の考え方

空港周辺環境対策の啓発活動について、引き続き着実に実施することとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

イ 連絡協議会の場において、啓発活動にかかる評価委員会の意見を説明した。

ロ 環境関係の見学要望について、大阪国際空港事業本部において、平成20年7月3日に大阪産業大学から25名の学生の受入れを行い、校外学習を実施した。

また、校外学習の受入促進のため、大阪国際空港事業本部においては、平成20年12月11・12日に空港周辺の6市教育委員会事務局にPR活動を実施し、福岡空港事業本部においては、平成21年2月5・6日に空港周辺の6市町教育委員会事務局にPR活動を実施した。

平成21年度においては、校外学習の受入促進について今後も積極的な方策の検討を行うとともに、環境関係の見学要望や校外学習の一環としての教育機関からの環境学習の受け入れには適切に対応し、環境対策の理解を深めることとしている。



II 業務運営に関する報告

4. 財務内容の改善に関する事項

(1) 予算、収支計画及び資金計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

4. 財務内容の改善に関する事項
平成21年度までに欠損金の解消を図ること。

【中期計画】

3. 予算、収支計画及び資金計画
(1) 予算 別紙のとおり
(2) 収支計画 別紙のとおり
(3) 資金計画 別紙のとおり
欠損金については平成21年度までに確実に解消を図ることとする。

【平成20年度計画】

3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画
(1) 予算 別紙のとおり
(2) 収支計画 別紙のとおり
(3) 資金計画 別紙のとおり
平成20年度においては、欠損金の解消に向け努力する。

年度計画における目標設定の考え方

中期計画を達成するために必要な予算、収支計画及び資金計画を策定した。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

予算、収支計画及び資金計画については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図った。
繰越欠損金（平成19年度決算：△89百万円）については、平成20年度決算において解消。

第2期中期計画における予算・収支計画・資金計画

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	52,188
業務収入	6,043
補助金収入	9,252
受託金収入	32,318
負担金収入	2,222
長期借入金等収入	2,117
雑収入	102
繰越金受入	135
支出	52,188
大阪固有事業	3,849
福岡固有事業	4,428
受託事業	30,241
その他事業	8,310
人件費	4,183
一般管理費	1,176

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	48,018
経常費用	47,953
業務費用	42,410
大阪固有事業	1,611
福岡固有事業	2,240
受託事業	30,241
その他事業	8,318
一般管理費	5,320
人件費	4,181
物件費	1,135
減価償却費	3
財務費用	223
雑損	0
臨時損失	64
収益の部	49,884
経常収益	49,882
業務収入	6,043
受託収入	32,318
補助金等収益	11,455
財務収益	66
雑益	0
臨時利益	2
純利益	1,866
目的積立金取崩額	—
総利益	1,866

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	53,943
業務活動による支出	47,244
投資活動による支出	1,530
財務活動による支出	3,745
次期繰越金	1,424
資金収入	53,943
業務活動による収入	49,936
業務収入	6,064
受託金収入	32,318
その他の収入	11,554
投資活動による収入	153
補助金による収入	153
財務活動による収入	2,317
前期よりの繰越金	1,537

※ 計数は単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。

平成20年度計画における予算・収支計画・資金計画

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	11,824
業務収入	1,075
補助金収入	2,103
受託金収入	7,392
負担金収入	519
長期借入金等収入	580
雑収入	20
繰越金受入	135
支出	11,824
大阪固有事業	1,124
福岡固有事業	663
受託事業	6,938
その他事業	1,963
人件費	899
一般管理費	237

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	10,833
経常費用	10,833
業務費用	9,662
大阪固有事業	312
福岡固有事業	445
受託事業	6,938
その他事業	1,968
一般管理費	1,129
人件費	899
物件費	229
減価償却費	7
財務費用	42
雑損	0
臨時損失	0
収益の部	11,134
経常収益	11,134
業務収入	1,075
受託収入	7,392
補助金等収益	2,653
財務収益	14
雑益	0
臨時利益	0
純利益	301
目的積立金取崩額	—
総利益	301

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	13,438
業務活動による支出	10,764
投資活動による支出	0
財務活動による支出	1,204
次期繰越金	1,471
資金収入	13,438
業務活動による収入	11,121
業務収入	1,079
受託金収入	7,392
その他の収入	2,651
投資活動による収入	0
補助金による収入	0
財務活動による収入	780
前期よりの繰越金	1,537

※ 計数は単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。

平成20年度における予算・収支計画・資金計画の実績額

予算

収支計画

資金計画

(単位：百万円)

区 分	実績額
収入	8,470
業務収入	1,147
補助金収入	1,514
受託金収入	5,032
負担金収入	280
長期借入金等収入	469
雑収入	27
繰越金受入	—
支出	8,604
大阪固有事業	1,117
福岡固有事業	542
受託事業	4,626
その他事業	1,305
人件費	808
一般管理費	206

(単位：百万円)

区 分	実績額
費用の部	6,681
経常費用	6,671
業務費用	5,611
大阪固有事業	349
福岡固有事業	317
受託事業	3,649
その他事業	1,300
一般管理費	1,024
人件費	847
物件費	177
減価償却費	6
財務費用	36
雑損	1
臨時損失	10
収益の部	7,052
経常収益	7,048
業務収入	1,147
受託収入	4,057
補助金等収益	1,829
財務収益	15
雑益	0
臨時利益	4
純利益	370
目的積立金取崩額	—
総利益	370

(単位：百万円)

区 分	実績額
資金支出	11,119
業務活動による支出	7,184
投資活動による支出	1,019
財務活動による支出	1,222
次期繰越金	1,695
資金収入	11,119
業務活動による収入	8,078
業務収入	1,148
受託金収入	4,920
その他の収入	2,010
投資活動による収入	1,199
補助金による収入	1,199
財務活動による収入	469
前期よりの繰越金	1,373

※1 計数は単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しないことがある。

※2 収支計画のうち一般管理費の人件費は、セグメント情報の各事業及び法人共通に係る全ての人件費が集計されている。



II 業務運営に関する報告

(2) 短期借入金の限度額

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

【平成20年度計画】

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

年度計画における目標設定の考え方

予見しがたい事故等による資金不足に対応するため、短期借入金の限度額を1,400百万円とした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

該当なし。

II 業務運営に関する報告

(3) 重要な財産の処分等に関する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

5. 重要な財産の処分等に関する計画
該当なし

【平成20年度計画】

5. 重要な財産の処分等に関する計画
該当なし

年度計画における目標設定の考え方

該当なし。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

該当なし。

II 業務運営に関する報告

(4) 剰余金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

6. 剰余金の使途
固有事業に充てる。

【平成20年度計画】

6. 剰余金の使途
固有事業の業務運営に必要な経費に充てる。

年度計画における目標設定の考え方

剰余金が発生した場合には、固有事業の業務運営に必要な経費に充てることとした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成19年度決算において利益剰余金は発生していない。

平成20年度決算において利益剰余金が発生するが、独立行政法人通則法第44条第1項の規定に基づき、積立金とすることとしている。

【当期総利益の主な発生要因】

平成20年度における当期総利益の主な発生要因は、当機構の実施している事業のうち固有事業である再開発整備事業における国からの補助金、借入金等収入により取得した騒音斉合施設の貸付料収入（業務収入）によるものである。

【目的積立金の承認申請をしていない理由】

・経営努力認定要件の検討

平成20事業年度の利益は、19事業年度期中に貸し付けた施設の貸付料について20事業年度に継続して1年分収入があったこと等が主な要因である。これは、当該事業年度において新規に生じたものとは言えず、「独立行政法人の経営努力認定について」（平成19年7月4日改定、総務省行政管理局）に適合しない。

独立行政法人の経営努力認定について

平成 18 年 7 月 21 日
平成 19 年 7 月 4 日改定
総務省行政管理局

1 独立行政法人（以下「法人」という。）の経営努力については、従来、独立行政法人通則法、独立行政法人会計基準（参考 1、2）に基づいて、主務省が、独立行政法人評価委員会の意見を聴き、財務省と協議を行った上で認定してきたが、今後これを一層促進するため、その認定の基準を定めることとする。

(1) 法人の経営努力認定の基準には、次の点が求められる。

- ① 簡素で分かりやすいこと。
- ② 法人の経営努力を促す仕組みであること。
- ③ 法人が公的部門の一つである以上、経営努力の認定は厳格であるべきこと。

(2) また、法人の経営努力の概念は、独立行政法人会計基準で示された考え方や、これまでの認定の実績を踏まえると、次のように整理される。

- ① 法人が新規性・自主性のある活動により、
- ② 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づかない収入を増加させたり、費用を節減させたりすることを通じ、
- ③ 当該事業年度において利益を増加させるものである。

(3) 以上を踏まえ、「独立行政法人の経営努力認定の基準」を次のとおり定める。
ただし、本基準は、経営努力認定の一般的な考え方を示すものであり、個別の判断に当たっては、法人の業務の特性などを勘案することもある。

- ① 法人全体の利益が年度計画予算を上回ること（ただし、区分経理がなされている場合には、当該勘定における利益も年度計画予算を上回ることが必要。）。
- ② 経営努力認定の対象案件の利益の実績が原則として前年度実績額を上回ること。（ただし、前年度実績が前々年度の実績を下回っている場合には、その理由を合理的に説明することが必要。）前年度実績を下回った場合には、その理由を合理的に説明することが必要。
- ③ その上で、次のとおり、経営努力による収入の増加や費用の減少であることを法人が合理的に説明できること。
ア 収入の増加や費用の節減が、当該事業年度において新規に生じたこと。なお、前年度以前になされた契約で 1 年以上効果が継続しているものについては、原則初年度のみ認める。
イ 収入の増加や費用の節減が、外部要因によらず法人の自主的な活動によるものであること。
- ④ 上記の他、特許等による知的財産収入に基づく利益のすべてを経営努力と認める。法人の設立前に取得した特許等知的財産に関する契約から生じた利益であっても、当該契約に係る利益が法人の設立後に初めて生じたものは対象とする。

(注 1) 利益は、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づかない収入から生じたものであることが必要である。

(注 2) 利益は、収入から、これを得るために要した費用を適切に見積もって算定した上で、控除した金額である。

2 本基準は、今後の運用状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

II 業務運営に関する報告

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画 ①給与水準

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

① 整理合理化計画等で指摘されている給与水準に関する検証及び取組については速やかにかつ適切に対応すること。

【中期計画】

7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

① 当機構の給与水準については、対国家公務員指数が国家公務員の水準を上回っていることから、機構の見直しにおいて行うこととされている、職員の在職地域や学歴構成等の要因及び高率の異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高い要因等についての検証を平成20年度中に行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、是正のために必要な措置を出来る限り速やかに講じる。

さらに、検証結果及び取組状況については、ホームページ等により公表する。

【平成20年度計画】

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

① 給与水準については、対国家公務員指数が高くなっているとの指摘を踏まえ、職員の在職地域や学歴構成等の要因及び高率の異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高い要因等についての分析及び検証を平成20年度中に行い、是正の必要がある場合には出来る限り速やかに措置を講じる。

また、その検証結果や是正のための取組状況については、ホームページ等で公表する。

年度計画における目標設定の考え方

整理合理化計画等において提言された趣旨を踏まえ、速やかかつ適切に対応することとした。

・ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

当機構の対国家公務員指数が109.1(19年度)となっている要因の分析及び検証を行い、その検証結果及び是正のための取組状況についてホームページ上に公表(平成20年6月30日)した。また、当該検証の結果を受け、給与水準の適正化のための措置として、審議役・部長級の管理職手当及び管理職加算率の引き下げを実施し、改正された給与規程をホームページ上に公表(平成21年1月1日)した。

平成21年度においても、整理合理化計画等を踏まえ、中期計画の達成を目指して、是正のために必要な措置を講じる等により、引き続き、国家公務員の水準に比して適正な給与水準となるよう努めていく。

独立行政法人職員と国家公務員との比較方法 (対国家公務員指数(年齢勘案)の算出方法)

1. 比較職種

同種の職種間で給与水準を比較

① 全ての独立行政法人

法人の「事務・技術職員」と国の「行政職俸給表(一)適用職員」を比較

② 研究職員が在職する独立行政法人

法人の「研究職員」と国の「研究職俸給表適用職員」を比較

③ 病院部門を有する独立行政法人

a 法人の「医師」と国の「医療職俸給表(一)適用職員」を比較

b 法人の「看護師」と国の「医療職俸給表(三)適用職員」を比較

2. 比較する給与

年間給与額について比較

(注) 年間給与額とは、公表を行う年度の前年度に支給された給与額(月例給、賞与等の合計額)から、超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当を除いた額

3. 比較方法

比較対象法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、法人に国の給与水準を持ち込んだ場合の給与水準を100として算出

(考え方)

$$\frac{\text{法人の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}}{\text{国の年齢別平均年間給与額} \times \text{法人の年齢別人員数}} = \frac{\text{法人が現に支給している給与額}}{\text{国の給与水準で支給したと仮定した場合の給与額}}$$

※「年齢・地域・学歴勘案の指数」の算出に当たっては、年齢別・地域別・学歴別の平均年間給与額と人員数を用いて算出。

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 109.1		
	<table><tr><td>参考</td><td>地域勘案 110.6 学歴勘案 108.2 地域・学歴勘案 109.6</td></tr></table>	参考	地域勘案 110.6 学歴勘案 108.2 地域・学歴勘案 109.6
参考	地域勘案 110.6 学歴勘案 108.2 地域・学歴勘案 109.6		
	平成19年度で109.1（地域を勘案した対国家公務員指数では、110.6）となっている理由は、機構が地域手当支給率の高い地域（大阪本部10%、福岡本部8%）に所在しており、地域手当4級地以上の支給地に勤務する職員の割合については、当機構100%に對して、国50.8%（平成19年国家公務員給与等実態調査より算出）となっていること、また東京特別区からの採用者については13%の異動保障があることから、地域手当相当の支給率が当機構平均9.7%（国平均7.5%（当機構試算数値））となっているためである。		
	さらに、機構職員は、事業に必要な土地の取得等に係る交渉や事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉を行うなど、困難かつ専門的な業務を行っていることから、こうした業務の遂行に必要な専門知識と経験を有する人材を確保するため、相当程度の給与水準を設定しているところである。 なお、今後も人事院勧告に準拠した給与制度の見直しを行い、引き続き給与水準の適正化に努める予定である。		
	（参考）地域手当支給率（国平均）の試算根拠 国の地域手当率は、各地域別支給割合が平成22年度までの間で改定されることに伴い、経過措置通程にある19年度においては、同地域に複数の支給率が混在し、級地別の平均支給率は低いと考えられる。 また、平成19年国家公務員給与等実態調査において級地別の平均支給率は公表されていないことから、下記の算出方法により全体の平均支給率を参考に試算した。 国の地域手当＝（俸給÷管理職手当＋扶養手当）×支給率（%） 平成19年国家公務員給与等実態調査（行政一）の公表数値より $26,197 \div (325,724 + 13,175 + 11,860) \times \text{支給率}(\%) = 7.5\%$		
	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 17.1% ・国からの財政支出額2,729,386千円（平成19年度予算） ・支出予算の総額15,940,654千円（平成19年度予算）		
給与水準の適切性の検証	【検証結果】 引き続き、「講ずる措置」欄にあるとおり、給与水準の適正化に努める。	【累積欠損額について】 累積欠損額436,084千円（平成18年度決算）	
	【検証結果】 当機構の累積欠損額は、独立行政法人移行時において資産評価委員会の承認資産評価による評価減に起因するものである。 累積欠損額は独立行政法人移行時に1,165百万円であったが平成18年度決算時には436百万円まで順調に解消してきており、当機構の給与水準が累積欠損額に与える影響はない。 引き続き、「講ずる措置」欄にあるとおり、給与水準の適正化に努める。		
講ずる措置	整理合理化計画等で指摘されている給与水準に関する検証（職員の在職地域及び学歴構成等の要因分析、高卒の異動保障を受けている職員の比率分析）を平成20年度に行い、是正のための必要な措置を講ずることとしている。 さらに、平成22年度までに新手当（管理職加算等）の見直し等を検討し、平成22年度に見込まれる対国家公務員指数年齢勘案109.1、年齢・地域・学歴勘案109.7を目標指数として、引き続き給与水準の適正化に取り組む。		
給与水準の比較指標について参考となるその他の数値	【当機構における支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合】 4.7%（給与、報酬等支給総額750,450千円／支出予算総額15,940,654千円） 【当機構における管理職の割合／国における管理職の割合】 24%（当機構）／13.4%（国）（平成18年国家公務員給与等実態調査（人事院）における行政職（一）6級以上の割合） 【当機構における大学卒業以上の高学歴者の割合／国における大学卒業以上の高学歴者の割合】 44%（当機構）／48.2%（国）（平成19年国家公務員給与等実態調査（人事院）より算出）		

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 15年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 750,450	千円 785,192	千円 △ 34,742 (△4.4) (%)	千円 △ 185,370 (△19.8) (%)
退職手当支給額 (B)	千円 1,386	千円 393	千円 993 (252.7) (%)	千円 △ 3,959 (△74.1) (%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 47,021	千円 45,761	千円 1,260 (2.8) (%)	千円 △ 269 (△0.6) (%)
福利厚生費 (D)	千円 119,017	千円 124,510	千円 △ 5,493 (△4.4) (%)	千円 △ 16,007 (△11.9) (%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 917,874	千円 955,856	千円 △ 37,982 (△4.0) (%)	千円 △ 205,605 (△18.3) (%)

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給額総額の対前年度比については、4.4%減となっており、主な要因としては、中期計画に基づく削減目標は既に達成しているものの、更なる組織定員等の見直しを推進した結果、人員削減が図られたこと、若返り化に努めたこと、給与(管理職手当の定額化等)の見直しを行ったことが挙げられる。

「行政改革の重要方針」による人件費削減の取組み状況

①総人件費改革の取り組みについて、「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間にわたって、人員について5%以上の削減を行うこととし、第1期中期目標期間においては、概ね2%の人員を削減することとされている。

②空港周辺整備機構においては、平成17年度末の常勤役職員95人に対して、平成19年度末常勤役職員数は87人、削減率は8.4%となっており、平成22年度までに達成すべき5%の削減率を上回っている。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度
人員数 (人)	95	92	87
人員純減率 (%)		△3.2%	△8.4%

Ⅳ 法人が必要と認める事項

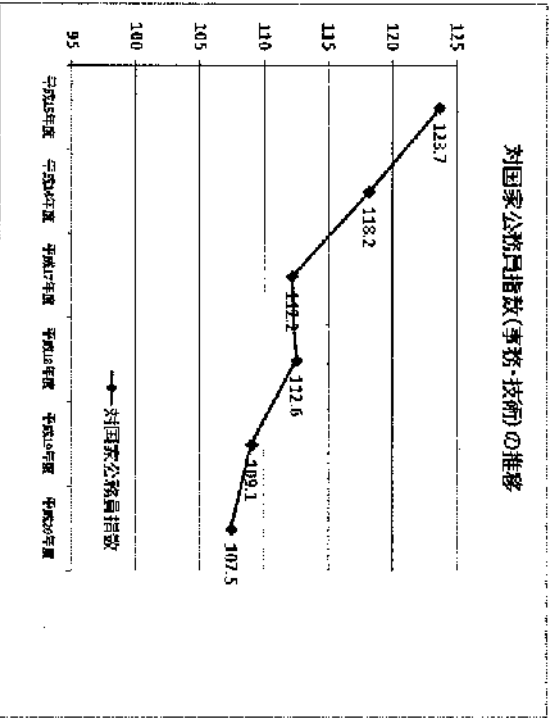
特になし

給与水準の比較指標について参考となる事項(平成20年度給与水準公表資料)

○事務・技術職員

項目		内容	
指数の状況	対国家公務員	107.5	
	参考	地域勘案 109.3 学歴勘案 106.3 地域・学歴勘案 108.1	
上記指数の状況で見た給与水準については、次の理由から国家公務員に比べ高くなっている。			
①職員の勤務地			
機構が地域手当支給率の高い地域(大阪本部10%、福岡本部9%)に所在しており、また、高率の異動保障を受けている者の比率は、機構が22.9%に対して、国が12.0%(4級地における異動保障者の割合)となっていることから、機構平均地域手当率9.96%に対して国平均地域手当率8.62%となっている。			
(参考)地域手当支給率(国平均)の試算根拠 平成20年国家公務員給与等実態調査において、級地別の平均支給率は公表されていないことから、平成20年国家公務員給与等実態調査(行政―)の公表数値より全体の平均支給率を参考に試算した。			
*国の地域手当=(俸給+管理職手当+扶養手当)×支給率(%) $30,223=(325,113+12,244+13,285) \times \text{支給率}(\%)$ 支給率(%)=8.62%			
平成20年度の職員給与の改定(地域手当率の引き上げ8%→9%(*福岡在勤者のみ))については、平成20年4月1日施行人事院規則9-49(地域手当)一部改正に当たり、国家公務員の例に準じて改訂したものである。			
②人員の構成等			
(1)扶養家族 国の扶養手当受給人員割合(56.4%)と比較して機構の扶養手当受給人員割合(67.4%)は高く、扶養手当の平均支給額が国と比較して105.5%と高くなっている。 なお手当額は国の手当額と同額である。 【参考となる指標】 当機構平均月額12,922円 国平均月額12,244円			
(2)管理職割合 国家公務員 13.9% 機 構 18.6% 【参考となる指標】 当機構平均月額14,116円 国平均月額13,285円			
(1)(2)に記載されている国の割合及び平均月額については、平成20年国家公務員給与等実態調査の行政職(一)適用職員(管理職割合は6級以上)より算出している。			
③人材の確保 当機構は、公共用飛行場の周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づき周辺整備空港として指定されている大阪国際空港及び福岡空港において、大阪府知事及び兵庫県知事並びに福岡県知事が国の同意を得て策定した空港周辺整備計画に基づく空港周辺環境対策事業を円滑かつ的確に実施するため、面岸港周辺の地域事情を熟知し、周辺住民により密着した行政を司っている大阪府、兵庫県、福岡県、福岡市(以下「地方公共団体」という。)から用地補償業務等に精通し経験豊富な人材を確保する必要がある。			
地方公共団体からの出向者に対しては「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び各地方公共団体の「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」等に基づく「職員の派遣に関する協定書」等によりそれぞれの出向団体における処給保障が必要となっていること等から機構の給与水準が高い要因となっている。			

国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由

	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 15.4% ・国からの財政支出額1,826,740千円(平成20年度予算) ・支出予算の総額11,823,606千円(平成20年度予算) 【検証結果】 引き続き、「諸する措置」欄にあるとおり、給与水準を適切なものとする。														
給与水準の適切性の検証	【累積欠損額について】 累積欠損額88,709千円(平成19年度決算) 【検証結果】 当機構の累積欠損額は、独立行政法人移行時において資産評価委員会の資産評価師による評価減に起因するものである。 累積欠損額は独立行政法人移行時に1,165百万円であったが平成19年度決算時には89百万円まで順調に解消してきており、当機構の給与水準が累積欠損額に与える影響はない。 引き続き、「諸する措置」欄にあるとおり、給与水準を適切なものとする。														
	■これまでに給与水準適正化のために講じた措置 ・35歳以上の昇給停止を実施(H18.4.1施行) ・課長(代理級の管理職手当を完全廃止(H19.4.1施行) ・部長(代理級の総務会による管理職割合を減少(平成15年10月の独立行政法人移行時から実施) 対国家公務員指数(事務・技術)の推移  <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>対国家公務員指数</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成15年度</td><td>123.7</td></tr><tr><td>平成16年度</td><td>118.2</td></tr><tr><td>平成17年度</td><td>118.2</td></tr><tr><td>平成18年度</td><td>112.6</td></tr><tr><td>平成19年度</td><td>109.1</td></tr><tr><td>平成20年度</td><td>107.5</td></tr></tbody></table> →対国家公務員指数	年度	対国家公務員指数	平成15年度	123.7	平成16年度	118.2	平成17年度	118.2	平成18年度	112.6	平成19年度	109.1	平成20年度	107.5
年度	対国家公務員指数														
平成15年度	123.7														
平成16年度	118.2														
平成17年度	118.2														
平成18年度	112.6														
平成19年度	109.1														
平成20年度	107.5														
諸する措置	■平成20年度に講じた措置 国の支給額と制度差異がある管理職手当及び期末勤続手当の基礎額等に係る管理職加算率・職務加算率については、①国の平均支給月額と機構の平均支給月額に乖離があること、②52歳以上(主に管理職層)の年功階層別対国家公務員指数(H19年度)が高いことから、管理職手当支給額、管理職加算率の引き下げを実施した。 ■今後の取組 今後、「人事院勧告」及び「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」等の趣旨に則し、当機構職員の給与水準を適切なものとする。 【当機構における支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合】 5.8%(給与、報酬等支給総額688,485千円/「支出予算の総額11,823,606千円」) 【当機構における管理職の割合/国における管理職の割合】 18.6%(当機構)/13.9%(国)(H20年国家公務員給与等実態調査(人事院)における行政職(一)6級以上の割合) 【当機構における大学卒業以上の高学歴者の割合/国における大学卒業以上の高学歴者の割合】 35.8%(当機構)/49.1%(国)(H20年国家公務員給与等実態調査(人事院)より算出) 【平成22年度に見込まれる対国家公務員指数】 年齢勘案109.1、年齢・地域・学歴勘案109.7														

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成20 年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 688,485	千円 750,450	千円 △ 61,965 (%) △ 8.3	千円 - (%) -
退職手当支給額 (B)	千円 32,544	千円 1,386	千円 31,158 (%) 2248.1	千円 - (%) -
非常勤役職員等給与 (C)	千円 47,283	千円 47,021	千円 262 (%) 0.6	千円 - (%) -
福利厚生費 (D)	千円 111,362	千円 119,017	千円 △ 7,655 (%) △ 6.4	千円 - (%) -
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 879,674	千円 917,874	千円 △ 38,200 (%) △ 4.2	千円 - (%) -

総人件費について参考となる事項

○「給与、報酬等支給額総額」及び「最広義人件費」の増減要因

対前年度比 「給与、報酬等支給額総額」 △8.3%
「最広義人件費」 △4.2%
減少の要因としては、更なる組織定員等の見直しを推進した結果、人員削減が図られたこと、若返り化に努めたことが挙げられる。

○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)」等による人件費削減の取組み状況

①総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとしている。

②平成19年度末(第1期中期目標期間最終年度)においては平成17年度末の常勤役職員95人に対して、平成19年度末常勤役職員数は87人、削減率は8.4%となっており、平成22年度までに達成すべき5%の削減率を上回っている。

③平成20年度においては、平成17年度末の常勤役職員95人に対して、平成20年度末常勤役職員数は83人、削減率は12.6%となっており、平成22年度までに達成すべき5%の削減率を上回っている。

④今後とも業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ることとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
人員数 (人)	95	92	87	83
人員純減率 (%)		△3.2%	△8.4%	△12.6%

IV 法人が必要と認める事項

特になし

II 業務運営に関する報告

(1) 人事に関する計画 ②定年退職者の補充

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること。

【中期計画】

② 定年退職者の補充については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。

【平成20年度計画】

② 定年退職者の補充については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。

年度計画における目標設定の考え方

総人件費について、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するとされていることを踏まえ、定年退職者については原則として補充を行わないこととした。

当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成20年度においては、19年度と比較して定員を3名削減したほか、定年退職者の補充は行わなかったことから、平成17年度末の常勤役職員数95人に対して、平成20年度末常勤役職員数83人、削減率は12.6%となった。

今後も、業務運営を効率化し、引き続き計画的に人員の抑制を図っていくこととしている。

総人件費改革の取組状況

人員数

年 度	平成17年度 (基準年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
人員数 (人)	95	92	87	83
人員純減率 (%)		△3.2%	△8.4%	△12.6%

*3.31現在の常勤役職員（実員）

人件費総額（実績）

区 分	平成17年度	平成20年度	平成17年度比較増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 874,605	千円 688,485	千円 △ 186,120	(%) △ 21.3
退職手当支給額 (B)	千円 1,808	千円 32,544	千円 30,736	(%) 1700.0
非常勤役職員等給与 (C)	千円 54,013	千円 47,283	千円 △ 6,730	(%) △ 12.5
福利厚生費 (D)	千円 132,494	千円 111,362	千円 △ 21,132	(%) △ 15.9
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,062,920	千円 879,674	千円 △ 183,246	(%) △ 17.2

独立行政法人整理合理化計画等の対応状況 (平成20年度末現在)

1. 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)

独立行政法人整理合理化計画(抄)

事務及び事業の見直し

【緑地造成事業】

- 平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。

【再開発整備事業】

- 第1種区域(第2種区域を除く)で行っている事業については、一定の経過措置期間終了後、事業を廃止する。
- 今後の再開発整備事業は、第2種区域に限定して実施することとし、あわせて、更なる民間事業者の活用等による実施を検討する。

【代替地造成事業】

- 代替地造成事業については、周辺地方公共団体等関係者に対する一定の周知期間を置いた上で、平成21年度に廃止する。

【民家防音事業】

- 工事積算方法の簡略化等により事務手続の迅速化・効率化を図る。また、当該事業における空調機工事単価及び空調機の機能低下に係る調査等の業務委託費について、単価及び調査項目を見直すとともに、競争入札とすることにより事業費の縮減を図る。
- 事業の在り方については、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、抜本的に見直す。

対応状況(平成20年度末現在)

- ・ 大阪国際空港について、平成21年3月6日付国土交通省告示第246号により、騒音対策区域の縮小が行われた。
- ・ 廃止に向け、関係者と調整中。
- ・ 今後新規に事業を行う場合は、第2種区域に限定して実施することとした。また、更なる民間事業者の活用として、国において、移転補償地を直接民間事業者の使用許可することについて、その手続きが策定され、平成20年度より実施されている。
- ・ 当該事業の廃止について、独立行政法人通則法第29条に基づく中期目標(平成20年2月29日付国空環第110号)及び同法第30条に基づく中期計画(平成20年3月31日国土交通大臣認可)に明記した。上記に基づき、平成21年4月1日から事業を廃止することとし、業務方法書を改正(平成21年2月3日国土交通大臣認可)した。
- ・ 平成20年度より空調機器の更新工事単価を約20%減額したほか、空調機器の故障調査について、調査内容を見直し調査単価を約40%減額した。
- ・ 更新工事調査の調査業者を競争入札で決定するとともに、空調機器の更新工事についても委任を受けて競争入札で決定する制度を導入した。
- ・ 平成20年度から積算方法を簡略化し、事務手続の迅速化・効率化を行った。
- ・ 空港周辺環境対策の見直しについて、国のほか、関係自治体、学識有識者、機構を含む関係団体を交えて検討が行われ、今後の在り方について見直し方針が取りまとめられた。また、大阪国際空港について、平成21年3月6日付国土交通省告示第246号により、騒音対策区域の縮小が行われた。

1. 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)

独立行政法人整理合理化計画(抄)

【移転補償事業】

- 機構が行う移転補償事業については、平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。

組織の見直し

【法人形態の見直し】

- 組織・定員について、平成20年度に、以下の措置を講じる。
 - ①部の廃止、統合
大阪事業本部において事業第二部を廃止し、事業第一部と統合し、事業部とする。
 - ②課の廃止
大阪事業本部において移転補償課を廃止する。
 - ③定員削減
部長1名、職員2名、合計3名の定員削減を図る。
- 平成20年度中に空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを行うこととしており、このような抜本的な見直しと将来の事業量の推移を踏まえ、関係地方公共団体とも協議を行いつつ、独立行政法人以外での形態を含めた組織の在り方について検討を行い、平成22年度までに結論を得る。

対応状況(平成20年度末現在)

- ・ 大阪国際空港について、平成21年3月6日付国土交通省告示第246号により、騒音対策区域の縮小が行われた。
- ・ 実施済み。
- ・ 実施済み。
- ・ 実施済み。
- ・ 平成20年度においては、空港周辺環境対策の見直しについて、国のほか、関係自治体、学識経験者、機構を含む関係団体を交えて検討が行われ、今後の在り方について見直し方針が取りまとめられた。また、大阪国際空港について、平成21年3月6日付国土交通省告示第246号により、騒音対策区域の縮小が行われた。
- ・ 平成21年度以降は、上記見直しを受け、国において、事業の実施体制を検討し、また、残事業量を調査し、並行して組織の在り方について、見直しの検討体制が策定される予定。

2. 独立行政法人空港周辺整備機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性 (平成19年12月21日政委第29号)

勧告の方向性

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「空港周辺整備機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率化・自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減や国民負担の軽減を図る観点から、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 再開発整備事業の見直し

再開発整備事業については、第1種区域（航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域）において事業を実施しているが、同区域のうち第2種区域（第1種区域のうち航空機の騒音により生ずる障害が特に著しいと認めて国土交通大臣が指定する区域）を除く部分において実施している事業については、一定の経過措置期間終了後、廃止するものとする。

また、今後の再開発整備事業は、第2種区域に限定して実施することとし、あわせて、事業を効率的に実施する観点から、更なる民間事業者の活用等による実施を検討するものとする。

2 代替地造成事業の廃止

代替地造成事業については、空港周辺整備機構があらかじめ代替地を造成・保有する方法から、代替地提供の要請を受け代替地を用意する方法に移行し、円滑に移転補償が行われている状況にかんがみ、周辺地方公共団体等関係者に対する一定の周知期間を置いた上で、平成21年度に廃止するものとする。

なお、現在行っている移転補償申請者に対する移転先の不動産情報の提供等については、移転補償事業の一環として対応するものとする。

3 民家防音事業の見直し

民家防音事業については、工事積算方法の簡略化等により事務手続の迅速化・効率化を図るものとする。また、当該事業における空調機工事単価及び空港周辺整備機構が委託している空調機の機能低下に係る調査等の業務委託費について、割高ではないかとの指摘も見られたことから、空調機工事単価及び調査項目を見直すとともに、当該工事及び業務委託に係る業務発注を競争入札とすることにより事業費の縮減を図るものとする。

対応状況（平成20年度末現在）

・ 廃止に向け、関係者と調整中。

・ 今後新規に事業を行う場合は、第2種区域に限定して実施することとした。また、更なる民間事業者の活用として、国において、移転補償跡地を直接民間事業者に使用許可することについて、その手続きが策定され、平成20年度より実施されている。

・ 当該事業の廃止について、独立行政法人通則法第29条に基づく中期目標（平成20年2月29日付国空環第110号）及び同法第30条に基づく中期計画（平成20年3月31日国土交通大臣認可）に明記した。上記に基づき、平成21年4月1日から事業を廃止することとし、業務方法書を改正（平成21年2月3日国土交通大臣認可）した。

・ 平成20年度より空調機器の更新工事単価を約20%減額したほか、空調機器の故障調査について、調査内容を見直し調査単価を約40%減額した。

・ 更新工事調査の調査業者を競争入札で決定するとともに、空調機器の更新工事についても委任を受けて競争入札で決定する制度を導入した。

・ 平成20年度から積算方法を簡略化し、事務手続の迅速化・効率化を行った。

2. 独立行政法人空港周辺整備機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性 (平成19年12月21日政委第29号)

勧告の方向性

なお、空調機の交換を行う「機能回復工事」（防音工事实施後10年以上経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められる空調機の交換工事）及び「再更新工事」（機能回復工事实施後10年以上経過し、かつ、所要の機能が失われていると認められる空調機の交換工事）の次の段階における対応を含む事業の在り方については、平成20年度中に行うこととされている空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、抜本的に見直すこととする。

第2 組織面の見直し

平成20年度において、事業量を踏まえた組織・定員となるよう所要の措置を講ずるものとする。

また、平成20年度中に空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを行うこととしており、このような抜本的な見直しと将来の事業量の推移を踏まえ、関係地方公共団体とも協議を行いつつ、独立行政法人以外での形態を含めた組織の在り方について検討を行い、22年度までに結論を得るものとする。

第3 その他の業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

対応状況（平成20年度末現在）

- 空港周辺環境対策の見直しについて、国のほか、関係自治体、学識有識者、機構を含む関係団体を交えて検討が行われ、今後の在り方について見直し方針が取りまとめられた。また、大阪国際空港について、平成21年3月6日付国土交通省告示第246号により、騒音対策区域の縮小が行われた。

- 平成20年4月1日付で大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで事業第一部・事業第二部を統合し、総務部及び事業部の2部制に再編するとともに、移転補償課を廃止した。これに伴い、人員についても、部長1名、職員2名、合計3名の定員削減を行った。

- 平成20年度においては、空港周辺環境対策の見直しについて、国のほか、関係自治体、学識経験者、機構を含む関係団体を交えて検討が行われ、今後の在り方について見直し方針が取りまとめられた。また、大阪国際空港について、平成21年3月6日付国土交通省告示第246号により、騒音対策区域の縮小が行われた。

- 平成21年度以降は、上記見直しを受け、国において、事業の実施体制を検討し、また、残事業量を調査し、並行して組織の在り方について、見直しの検討体制が策定される予定。

- 第2期中期目標・計画において、一般管理費及び事業費に係る効率化目標を明記した。

2. 独立行政法人空港周辺整備機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性 (平成19年12月21日政委第29号)

勧告の方向性

2 給与水準の適正化等

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を23年度まで継続するものとする。

また、空港周辺整備機構の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で112.6となっており、国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 高率の異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高いなど、給与水準が高い要因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

3 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

- ① 空港周辺整備機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性・透明性が十分確保される方法により実施すること。
また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行うよう要請するものとする。

対応状況（平成20年度末現在）

- ・ 平成20年度においては、19年度と比較して定員を3名削減したほか、定年退職者の補充は行わなかったことから、平成17年度末の常勤役員数95人に対して、平成20年度末常勤役員数83人、削減率は12.6%となった。

今後も、業務運営を効率化し、引き続き計画的に人員の抑制を図っていく。

- ・ 当機構の対国家公務員指数が109.1（19年度）となっている要因の分析及び検証を行い、その検証結果及び是正のための取組状況についてホームページ上に公表（平成20年6月30日）した。また、当該検証の結果を受け、給与水準の適正化のための措置として、審議役・部長級の管理職手当及び管理職加算率の引き下げを実施し、改正された給与規程をホームページ上に公表（平成21年1月1日）した。

- ・ 「随意契約見直し計画」に基づく取組状況について、競争性のない随意契約比率を低減（金額比：目標値55.2%→20実績17.1%、件数比：目標値15.4%→20実績14.1%）したほか、総合評価方式の導入や随意契約審査体制の整備等について着実に実施した。

また、これら取組状況についてはホームページにおいて公表（19年度実績：平成20年7月4日、随意契約によらざるを得ない契約：平成21年3月31日）した。

- ・ 企画競争の実施に当たっては、審査会において競争参加資格、評価内容等の審査を行い競争性の確保に努めた。

また、監事監査において、競争入札への移行状況、競争性の確保、随意契約によらざるを得ない契約の妥当性など入札・契約の適正な実施について重点的に監査を受けた。

3. 規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)

(注)「規制改革推進のための3か年計画(改定)」については、平成21年3月31日の閣議決定により、現在は、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」となっている。
当機構の該当部分は別添参照。

規制改革推進のための3か年計画(改定)(抄)

Ⅱ 重点計画事項

1.7 官業改革

(3) 既往の官業改革のフォローアップ

① 独立行政法人

ウ 独立行政法人空港周辺整備機構

(ア) 緑地造成事業【平成21年度措置】

空港周辺整備機構は、緑地造成事業として、移転補償により生じる移転補償跡地について、周辺地域への騒音を軽減・防止する効果が高い緑地帯その他緩衝地帯として、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)を受け策定した空港周辺整備基本方針を踏まえ、国からの委託を受け、造成・植栽を行ってきたところであるが、平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。(Ⅲ官業オ⑦a)

(イ) 再開発整備事業【平成21年度措置】

空港周辺整備機構は、地元住民のニーズを踏まえながら、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設を建設することにより、第一種区域内の再開発整備事業を行っている。今後は、土地保有リスクを回避するため、譲渡型事業を採択せず、貸付型事業に限り、併せて、さらなる民間事業者の活用等の検討を行う。(Ⅲ官業オ⑦b)

(ウ) 代替地造成事業【平成21年度措置】

代替地造成事業については、空港周辺整備機構自ら代替地を造成し提供する方法から、土地保有リスクを回避する方法に移行している状況にかんがみ、移転補償を実施する上で、移転先の不動産情報の提供を行う等に配慮しつつ、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの中で廃止を前提に見直す。

(Ⅲ官業オ⑦c)

対応状況(平成20年度末現在)

・ 大阪国際空港について、平成21年3月6日付国土交通省告示第246号により、騒音対策区域の縮小が行われた。

・ 平成20年度以降、新規の譲渡型事業は採択しないこととした。また、更なる民間事業者の活用として、国において、移転補償跡地を直接民間事業者の使用許可することについて、その手続きが策定され、平成20年度より実施されている。

・ 当該事業の廃止について、独立行政法人通則法第29条に基づく中期目標(平成20年2月29日付国空環第110号)及び同法第30条に基づく中期計画(平成20年3月31日国土交通大臣認可)に明記された。

上記に基づき、平成21年4月1日から事業を廃止することとし、業務方法書を改正(平成21年2月3日国土交通大臣認可)した。

3. 規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)

規制改革推進のための3か年計画(改定)(抄)

(エ) 民家防音事業

民家防音事業は、事業費の縮減を図るため、空調機工事単価の大幅な削減、競争入札の導入、事務手続の迅速化・効率化を行う。【平成20年度措置】(Ⅲ官業オ⑦d)

さらに、制度開始以来数十年が経過し空調機が全国的に普及してきた現状等にかんがみ、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの中で、今後の在り方について抜本的に検討する。【平成21年度措置】(Ⅲ官業オ⑦e)

(オ) 移転補償事業【平成21年度措置】

空港周辺整備機構が行う移転補償事業については、平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業費を縮減する方向で検討する。(Ⅲ官業オ⑦f)

対応状況(平成20年度末現在)

- ・ 平成20年度より空調機器の更新工事単価を約20%減額したほか、空調機器の故障調査について、調査内容を見直し調査単価を約40%減額した。
- ・ 更新工事調査の調査業者を競争入札で決定するとともに、空調機器の更新工事についても委任を受けて競争入札で決定する制度を導入した。
- ・ 平成20年度から積算方法を簡略化し、事務手続きの迅速化・効率化を行った。
- ・ 空港周辺環境対策の見直しについて、国のほか、関係自治体、学識有識者、機構を含む関係団体を交えて検討が行われ、今後の在り方について見直し方針が取りまとめられた。また、大阪国際空港について、平成21年3月6日付国土交通省告示第246号により、騒音対策区域の縮小が行われた。
- ・ 大阪国際空港について、平成21年3月6日付国土交通省告示第246号により、騒音対策区域の縮小が行われた。

規制改革推進のための3か年計画（再改定）（平成21年3月31日閣議決定）（抜粋）

事項名	措置内容	改定計画等の 期限	実施予定時期		
			平成20年度	平成21年度	平成22年度
⑥独立行政法人日本貿易振興機構 (経済産業省)	a 独立行政法人日本貿易振興機構が行う事業について、各事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果の定量的分析を行うなど、明確な指標に基づく事業実績の評価を実施し、特に対日投資支援事業については、投資効率の向上に努めるとともに、国際ビジネス支援事業については、更に具体的な受益者負担の基準の設定を行い、より適正な受益者負担を積極的に求める。	改定・官 業オ⑩		措置済	
	b また、個々の事業の必要性等につき十分検討しつつ、人件費改革等の経費削減に向けた取組、自己収入拡大、事業の廃止・外部化、随量契約の見直し等の取組を通じて、極力、運営費交付金等の国費を削減する等業務運営の効率化を推進する。			措置済	
⑦独立行政法人空港周辺整備機構 (国土交通省)	a 空港周辺整備機構は、緑地造成事業として、移転補償により生じる移転補償地について、周辺地域への騒音を軽減・防止する効果が高い緑地帯その他緩衝地帯として、「特殊法人等経理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）を受け策定した空港周辺整備基本方針を踏まえ、国からの委託を受け、造成・植栽を行ってきたところであるが、平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。	改定・官 業オ⑦		措置済	
	b 空港周辺整備機構は、地元住民のニーズを踏まえながら、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設を建設することにより、第一種緑地内の再開発整備事業を行っている。今後は、土地保有リスクを回避するため、譲渡型事業を採択せず、貸付型事業に限り、併せて、さらなる民間事業者の活用等の検討を行う。			措置済	

事項名	措置内容	改定計画等の 期限	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	c 代替地造成事業については、空港周辺整備機構自ら代替地を造成し提供する方法から、土地保有リスクを回避する方法に移行している状況にかんがみ、移転補償を実施する上で、移転先の不動産情報の提供を行うこと等に配慮しつつ、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの中で廃止を前倒しに見直す。				措置（4月）
	d 民家防音事業は、事業費の縮減を図るため、空調機工事単価の大幅な削減、競争入札の導入、事務手続の迅速化・効率化を行う。			措置済	
	e 制度開始以来数十年が経過した空調機が全国的に普及してきた現状等にかんがみ、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの中で、今後の在り方について抜本的に検討する。				措置
	f 空港周辺整備機構が行う移転補償事業については、平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。			措置済	
⑧独立行政法人住宅金融支援機構 (国土交通省)	a 住宅金融支援機構が提供する証券化支援ローンに関しては、業務運営の効率化による調達コストの低減及び標準的な指標銘柄たる機構MBSの継続的・安定的発行を通じ証券化市場の育成・拡大に引き続き努める一方で、民間金融機関のリスク評価、負担能力を育成し、将来的な金利変動による国民経済的コストを縮小する観点から、保証型スキームに関し、オリジネーターである民間金融機関の利用者に対する審査的適性を確保しつつ活用を促す方策等を検討する。	改定・官 業オ③		措置済	
	b また、8,000万円を超える融資等、融資選別の防止に伴う費用の吸収や住宅政策目的の達成のために推進する必要があるとは認められない融資の証券化については、対象としないこととする。		逐次実施		
	c 住宅金融支援機構は、一般個人向け直接融資から撤退するなど民間金融機関の支援・補充に徹しているが、新たな住宅政策の方向性を踏まえ、特許会社化を含め機構の在り方を検討する。	重点・官 業（1） ②			平成21年中結論

(参考) 大阪国際空港の騒音対策区域(新旧比較)

